

茨城県

**困難な問題を抱える女性支援基本計画
(素案)**

令和6年3月

茨城県

<目次>

第1章 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の支援対象者
- 3 計画の目標
- 4 計画の基本理念
- 5 計画の位置づけ
- 6 計画期間
- 7 支援に関わる関係機関の役割

第2章 女性支援をとりまく現状

- I ネットアンケート調査結果
- II 女性相談支援センターの利用状況からみた現状
- III 県内の支援機関の対応状況からみた現状

第3章 基本目標と施策

- 基本目標Ⅰ 困難な問題を抱える女性が相談しやすい体制づくり
- 基本目標Ⅱ 回復と自立に向けた支援体制の整備
- 基本目標Ⅲ 計画の総合的な推進

参考資料

- 1 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
- 2 茨城県DV対策実施計画

第1章 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項

1 計画策定の背景

私たちの生活を一変させたコロナ禍においては、DV相談件数や女性の自殺者数が大幅に増加しました。これは、非正規雇用者の経済的困窮、孤立、潜在化しやすい性暴力被害など、女性の抱える問題が多様化・深刻化している現状が顕著に浮かび上がった結果といえます。

こうした中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4年5月19日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）（以下、「法」という。）が成立しました。

また、令和5年3月29日には、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（令和5年3月29日厚生労働省告示第111号）（以下、「基本方針」という。）が公示されました。

本県としても、法や基本方針の内容を受け、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、「女性の人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる県」を実現させるために、「茨城県困難な問題を抱える女性支援基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定します。

2 計画の支援対象者

本計画では、法第2条に規定される「困難な問題を抱える女性」を支援対象者としています。「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）と定義されています。

3 計画の目標

「女性の人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる県」の実現を目標とします。

4 計画の基本理念

法第3条に規定された基本理念に基づき、この計画の基本理念は、以下のとおりとします。

- (1) 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備します。

(2) 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにします。

(3) 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とします。

5 計画の位置づけ

(1) 法第8条第1項に基づき策定する茨城県の基本計画です。

(2) 令和4年3月に策定した「茨城県DV対策実施計画」を、本計画と一体的に推進する計画に位置づけます。

(3) 茨城県総合計画、茨城県男女共同参画基本計画（第4次）の理念を踏まえて策定します。

(4) 茨城県犯罪被害者等支援計画の取組と相俟って、茨城県犯罪被害者等支援条例、茨城県性暴力の根絶を目指す条例の目的達成を図ります。

6 計画期間

令和6年度から令和8年度までとします。（3年間）

なお、「茨城県DV対策実施計画」の計画期間を令和8年度まで1年間延長し、次期基本計画策定時に一本化することとします。

7 支援に関わる関係機関の役割

(1) 県（困難な問題を抱える女性支援主管課）

困難な問題を抱える女性への支援に関して中核的な役割を果たし、基本計画の策定等を通じ、本県の実情に応じて、それぞれの地域特性を考慮しながら、地域のニーズに応じた施策を検討・展開します。

段階的・重層的な支援を行うため行政機関と民間団体それぞれの特性を活かした支援の在り方を検討するとともに、民間団体との協働による女性支援を通じ、困難な問題を抱える女性がそれぞれの意思を尊重されながら、最適な支援を受けられる体制を整備します。

市町村が実施する支援が円滑に進むよう、情報提供や市町村のニーズを踏まえた包括的な支援等により市町村を支援するとともに、市町村の取組状況を把握し、地域格差が生じないよう必要な取組を促進します。

(2) 市町村

支援対象者にとって最も身近な、支援の端緒となる相談機能を担います。

困難な問題を抱える女性の支援に必要となりうる児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の制度の実施主体であり、支援の主体でもあることから、所管する庁内関係部署と相互に連携し、支援対象者が必要とする支援を包括的に提供するとともに、必要に応じて県や他の市町村、関係機関に繋いで緊密な連携を図りながら支援を提供します。

基本計画の策定や女性相談支援員の配置、市町村内における支援窓口の周知等に努めるほか、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間団体と協働して女性支援を積極的に行うよう努めます。

(3) 県女性相談センター（女性相談支援センター）

ア 沿革

旧売春防止法に基づき各都道府県に設置が義務付けられている婦人相談所として、昭和32年に設置されました。令和6年からは、法第9条に基づく女性相談支援センターに位置づけられます。

困難な問題を抱える女性及び同伴家族の安全確保のために必要な一時保護所を運営しています。

イ 業務

- ・ 困難な問題を抱える女性の相談対応業務や支援機関の紹介
相談窓口 電話相談： 平日9：00～21：00 休日9：00～17：00
来所相談： 平日・休日 9：00～17：00（予約制）
- ・ 困難な問題を抱える女性及び同伴家族の安全確保と一時保護
- ・ 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
- ・ 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- ・ 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

※配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV防止法」という。）に基づく「配偶者暴力相談支援センター」の機能も担っています。

また、「ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」という。）」に基づき、ストーカー行為等の被害者支援も実施しています。

(4) 女性相談支援員

旧売春防止法で「婦人相談員」が前身です。法 11 条において都道府県は女性相談支援員を置くものとされています。(市町村は努力義務)

法では、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員と位置づけられています。

(5) 若葉寮（女性自立支援施設）

旧売春防止法の「婦人保護施設」が前身です。法12条で都道府県は設置することができますとされています。

業務としては、

- ①困難な問題を抱える女性の滞在援助を行う
- ②心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行う
- ③自立の促進のためにその生活を支援する
- ④退所した者について相談その他の援助を行うを行います。

(6) 民間団体

法13条で、都道府県は民間団体と協働して支援を行うこととされています。(市町村も民間団体と協働した支援が可能)

民間団体は、長年の支援活動の中で多くのノウハウを蓄積しており、県・市町村と対等な立場で協働することで、質の高い支援の提供が期待されます。

民間団体に期待される役割としては、次のものがあげられています。

- ・訪問、巡回、居場所の提供、SNSを活用した相談支援、アウトリーチによる早期発見、女性相談センターや児童相談所、医療機関や警察等の関係機関への同行、自立支援に関する業務

(7) その他関係機関

女性が抱える困難な問題は、性的な被害、配偶者や親族からの暴力や虐待、経済的な困難、障害、住居問題等多岐にわたります。最初にたどり着く可能性のある支援窓口も様々であることが想定され、複合的な問題に直面しているケースや、自らの住所地から離れた場所で保護されるケースもあります。

このため、支援を行う地方公共団体相互間の緊密な連携が必要なことに加え、関係機関の間で十分な連携が図られなければなりません。

※ 連携して支援を行う主な関係機関

県女性相談センター（女性相談支援センター）、若葉寮（女性自立支援施設）、県および市町村の女性相談支援員、県の福祉および男女共同参画担当部局、福祉相談センター、県民センター、市町村女性相談支援担当部局および窓口、

配偶者暴力相談支援センター、県警察本部、警察署、
児童相談所、児童福祉施設、保健所、教育機関、保育園、
生活困窮者自立相談支援機関、精神保健福祉センター、母子生活支援施設、
県母子寡婦福祉連合会、医療機関、医師会、産婦人科医会、
職業紹介機関、裁判所、日本司法支援センター、弁護士、
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、
男女共同参画センター、こども食堂、社会福祉協議会、
民間団体（特定非営利活動法人ウイメンズネット「らいず」、一般社団法人アイネ
ット等）、民生委員・児童委員

第2章 茨城県における困難な問題を抱える女性の現状

I ネットモニター調査結果

1 回答の状況

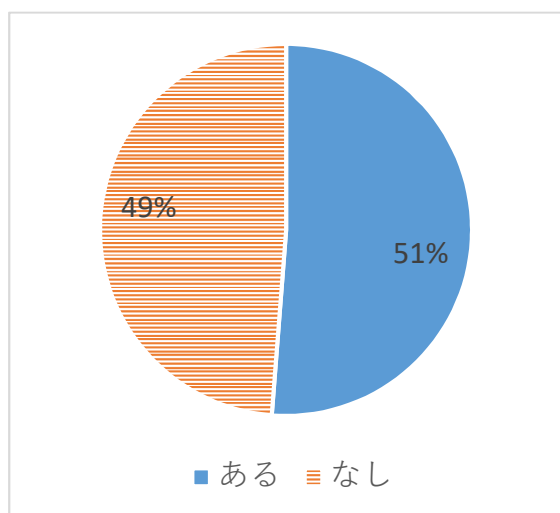
茨城県が実施したネットモニター調査（調査期間 令和5年7月7日～7月20日、回答者835名（うち女性466名））によると、回答者の42.9%が自力では解決できない困難な問題に直面したことがあると回答しています。

回答を性別でみると、女性の方が男性よりも「あり」と回答した割合が高い結果となっています。

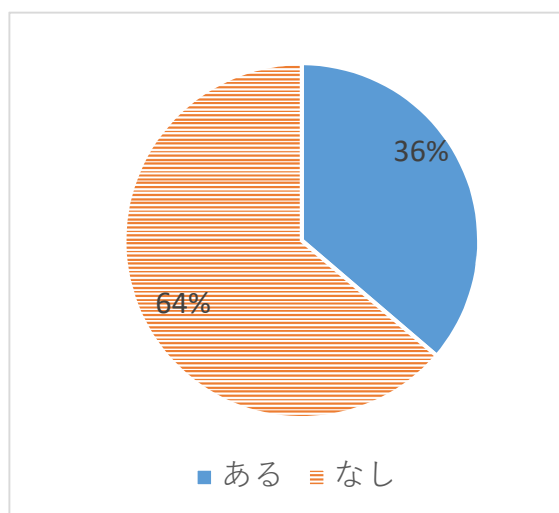
困難な問題に直面した経験があると回答した方は、358名でしたが、直面した困難の内容の回答数は619件で、1人あたり1.73件の困難を回答した結果となっています。このことから、困難な問題を複数抱える方が多い状況が推察されます。

【図1】 困難な問題に直面した経験の有無

・女性



・男性



2 直面した困難の内容

直面した困難の内容の上位5項目は男女とも同じ項目という結果でした。一方、順位で見ると、女性で1位であった「育児・家事の負担」が男性では4位と大きな違いが表れています。

【表1】 直面した困難の内容

順位	女性	男性
1	育児・家事の負担(86件)	家庭不和(51件)
2	家庭不和(82件)	生活困窮(49件)
3	生活困窮(60件)	職場でのハラスメント(28件)
4	職場でのハラスメント(59件)	育児・家事の負担(24件)
5	離婚問題(36件)	離婚問題(17件)

また、性犯罪に関する項目について、困難に直面する件数は、女性が男性を大きく上回っています。

【表 2】 直面した困難の内容（性犯罪）

	女性	男性
職場でのセクハラ・マタハラ	59 人	28 人
ストーカー被害	18 人	4 人
性暴力被害	10 人	2 人
リベンジポルノ	3 人	2 人

<参考 1> ひとり親世帯の現状

令和 2 年国勢調査によると、県内のひとり親世帯 26,060 世帯のうち約 8 割を占める 21,850 世帯が母子世帯です。

また全国では、母子世帯の母親は、父子世帯の父親に比べて平均年収が 5 割程度にとどまり、就業している母親のうち約 4 割が非正規雇用という状況です。

【表 3】 ひとり親世帯の就労・収入状況（令和 3 年度全国ひとり親世帯等調査結果）

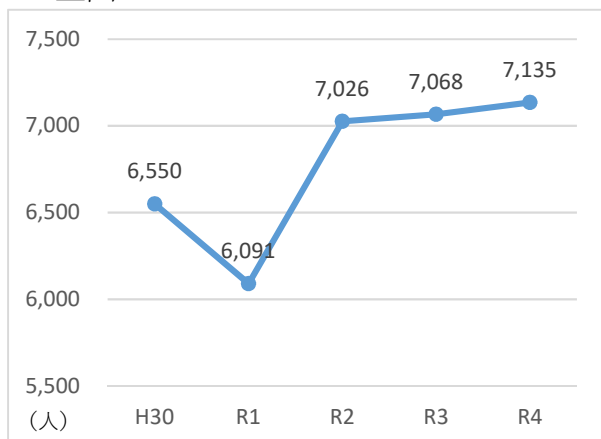
		母子世帯	父子世帯
平均年収（母または父自身）		272 万円	518 万円
就業状況	就業者全体の割合	86.3%	88.1%
	うち正規の職員・従業員	48.8%	69.9%
	うち派遣社員	3.6%	1.5%
	うちパート・アルバイト	38.8%	4.9%
	その他	8.9%	23.8%

<参考 2> 自殺者数

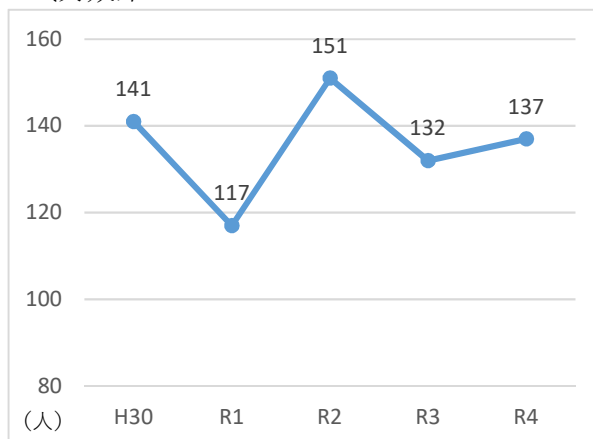
女性の自殺者数は、全国でも本県でも、令和元年度から 2 年度にかけて大きく増えています。

【図 2】 女性の自殺者数（警察庁生活安全局統計）

・全国



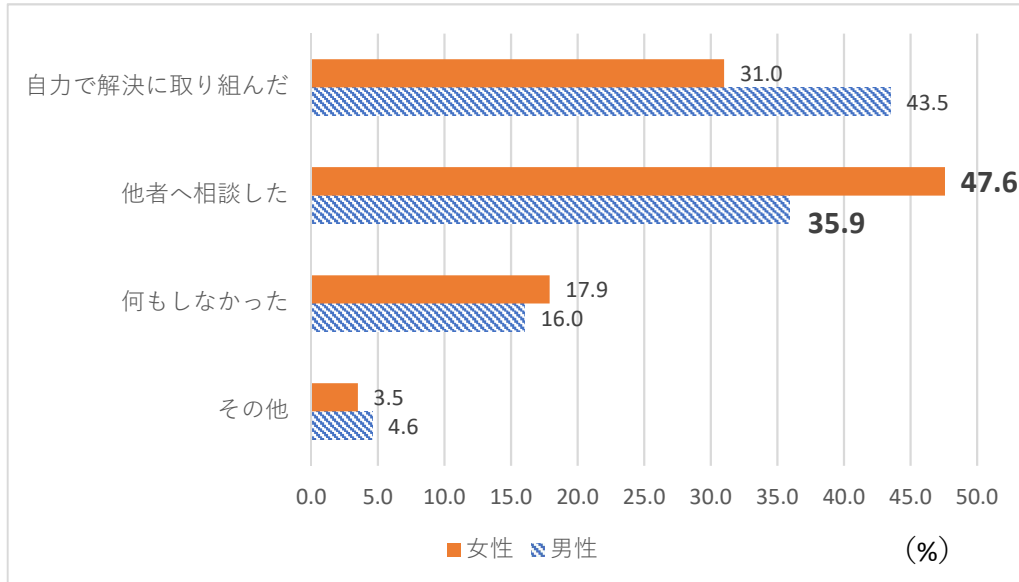
・茨城県



3 相談窓口と法の認知度について

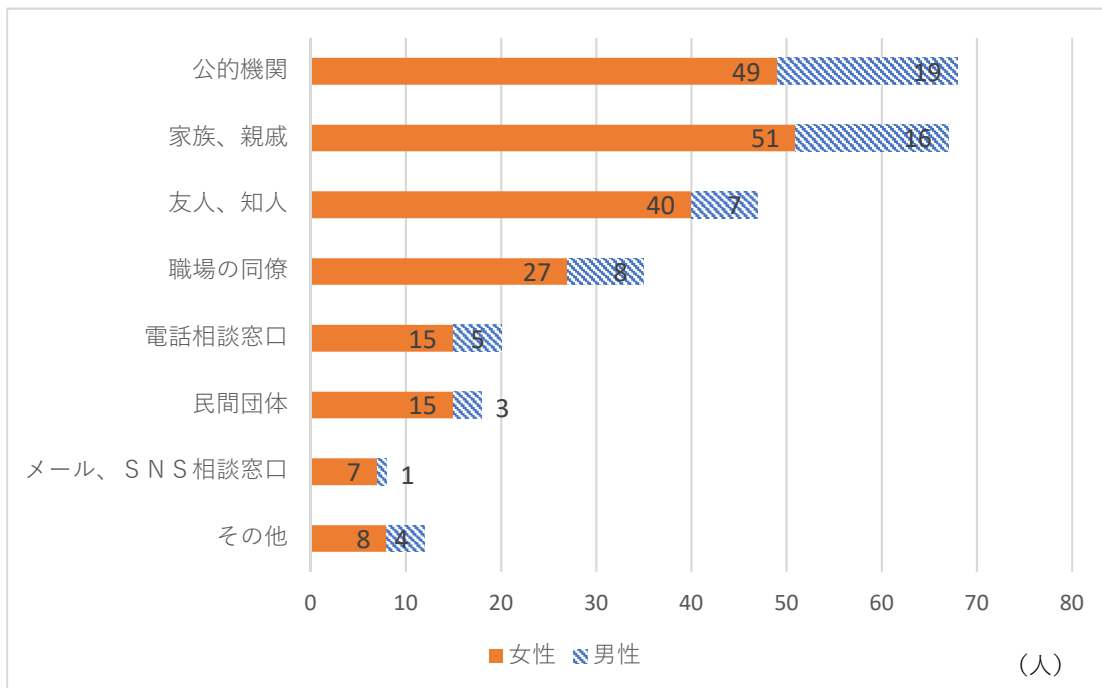
困難な問題に対して他者に相談した割合は、女性 47.6%、男性 35.9%に留まっています。

【図 3】 困難な問題に対して他者に相談した割合



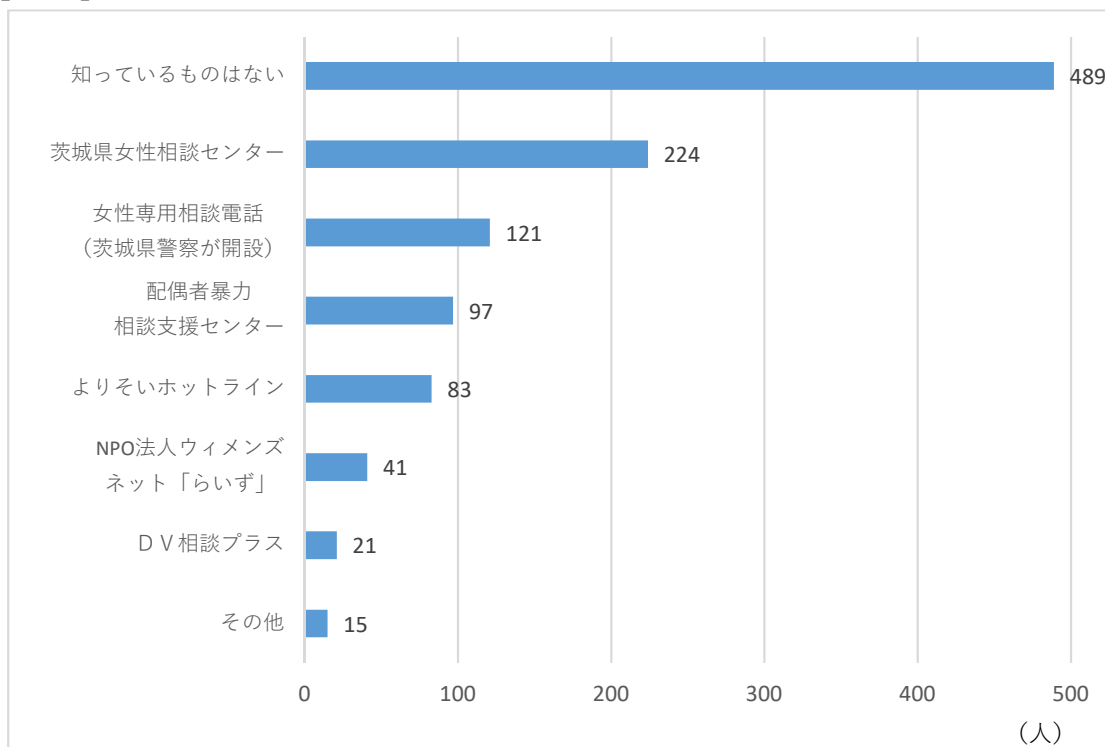
他者へ相談した方の相談先として、一番多いのは「公的機関」であり、その次には家族や友人などの身近な人が多くなっています。

【図 4】 相談した相談先



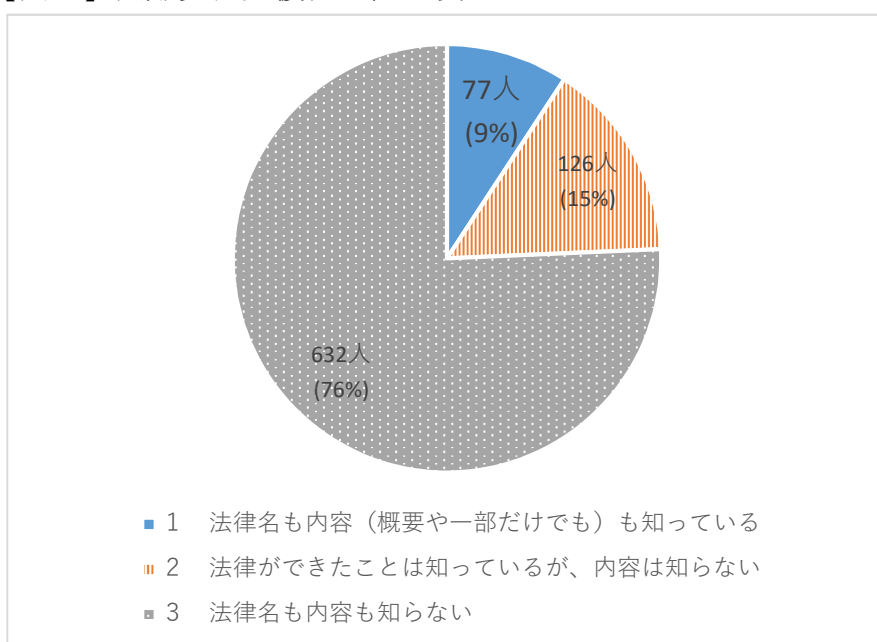
困難な問題を抱える女性やDV被害者の相談窓口について、調査したところ、回答者の約6割が「知っているものはない」と回答しており、相談窓口の認知度が全体的に低い実態が分かりました。

【図5】 相談先の認知度



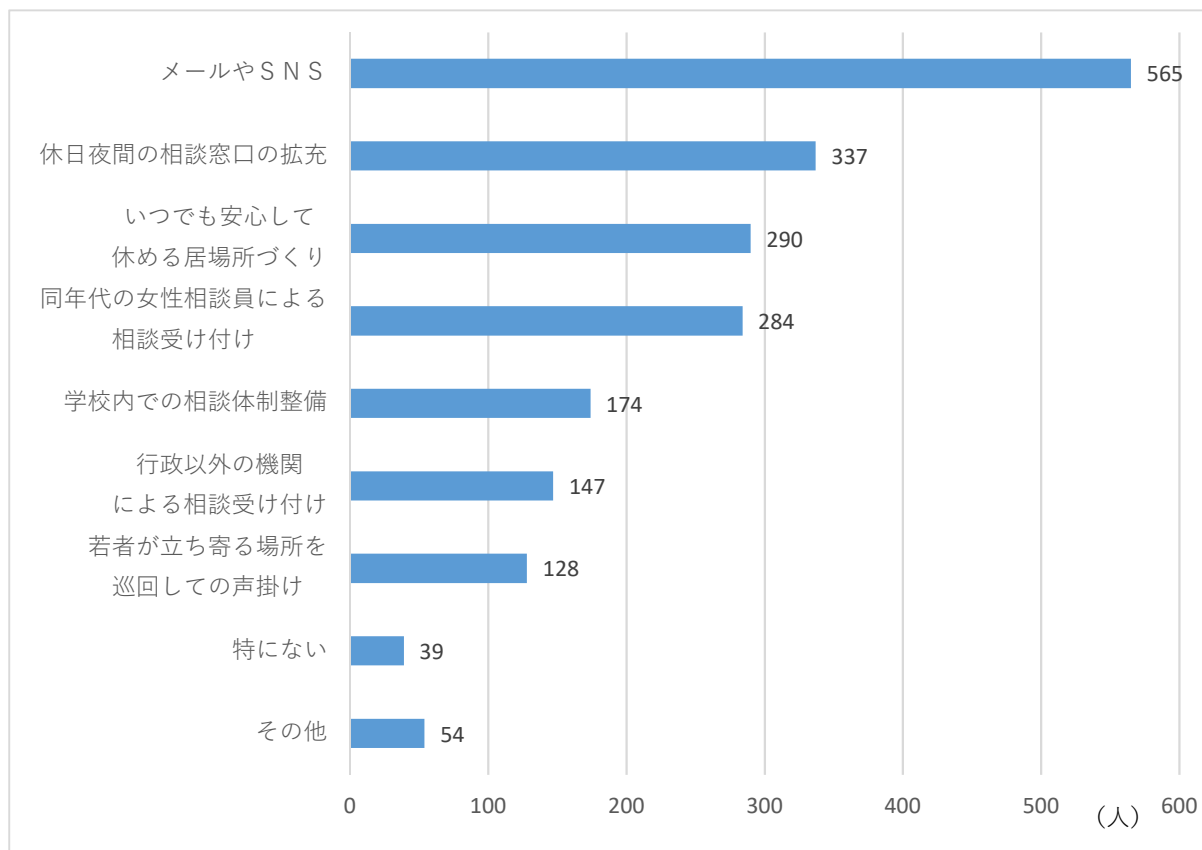
また、困難女性支援法について、76%の方が法律の名称も内容も知らないと回答しています。

【図6】 困難女性支援法の認知度



10代、20代の若い世代の女性が、公的な支援に繋がりやすい相談支援体制をつくるために必要だと思う取組を調査したところ、565名(67.7%)の方が「メールやSNS」を選択しました。

【図7】若年世代の女性に対する相談支援体制のニーズ

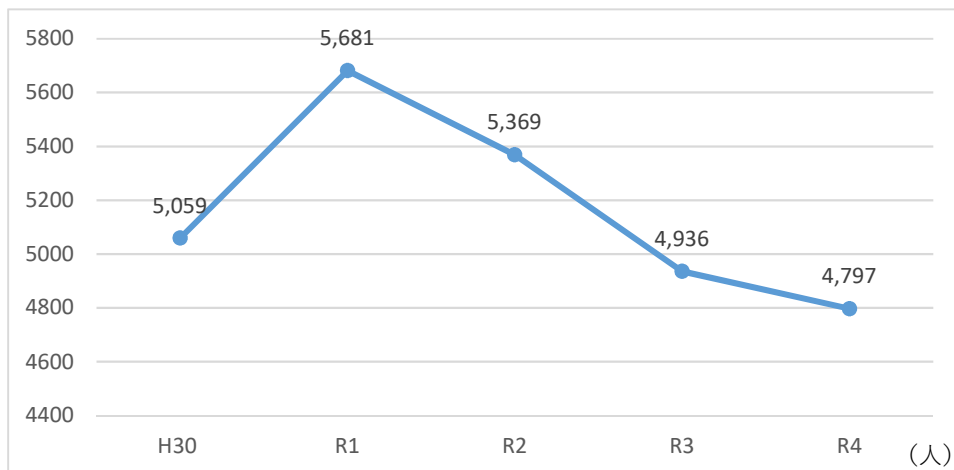


Ⅱ 女性相談支援センター（旧婦人相談所）の利用状況からみた現状

1 県女性相談センターへの相談数の推移

相談件数は5千件前後で推移しており、近年は減少傾向にあります。依然として多い件数を維持しています。

【図8】 県女性相談センターへの相談数の推移

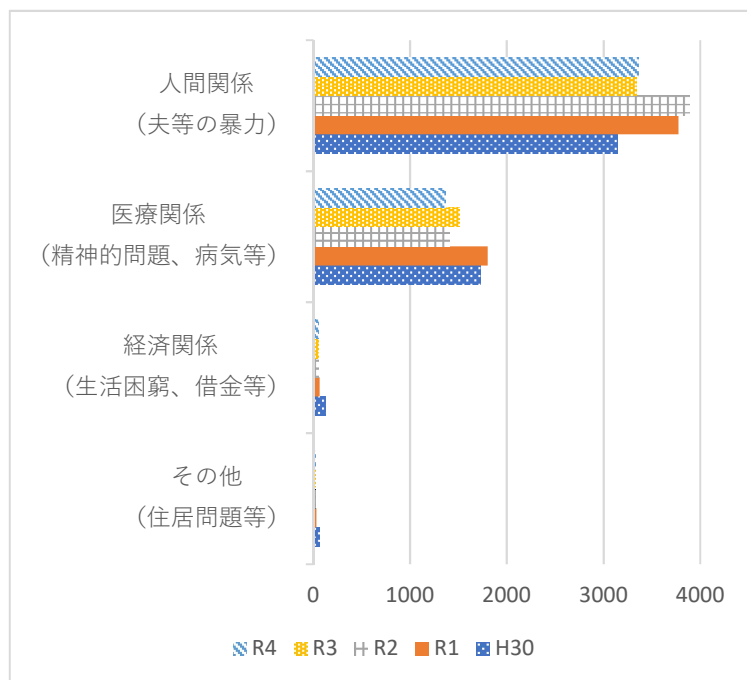


2 相談者の年代等の属性及び相談内容の種別

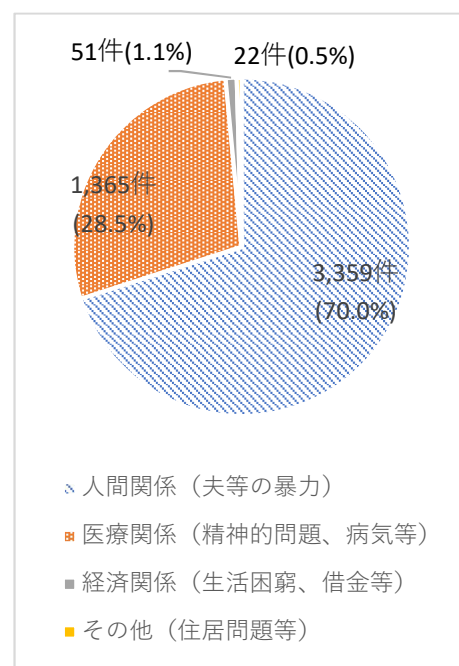
(1) 過去5年間の相談件数（内容別）

例年、相談内容で一番多いのは暴力被害を含む「人間関係」であり、R4年度では7割を占めています。

【図9】 相談内容別の相談数推移



(R4の内訳)

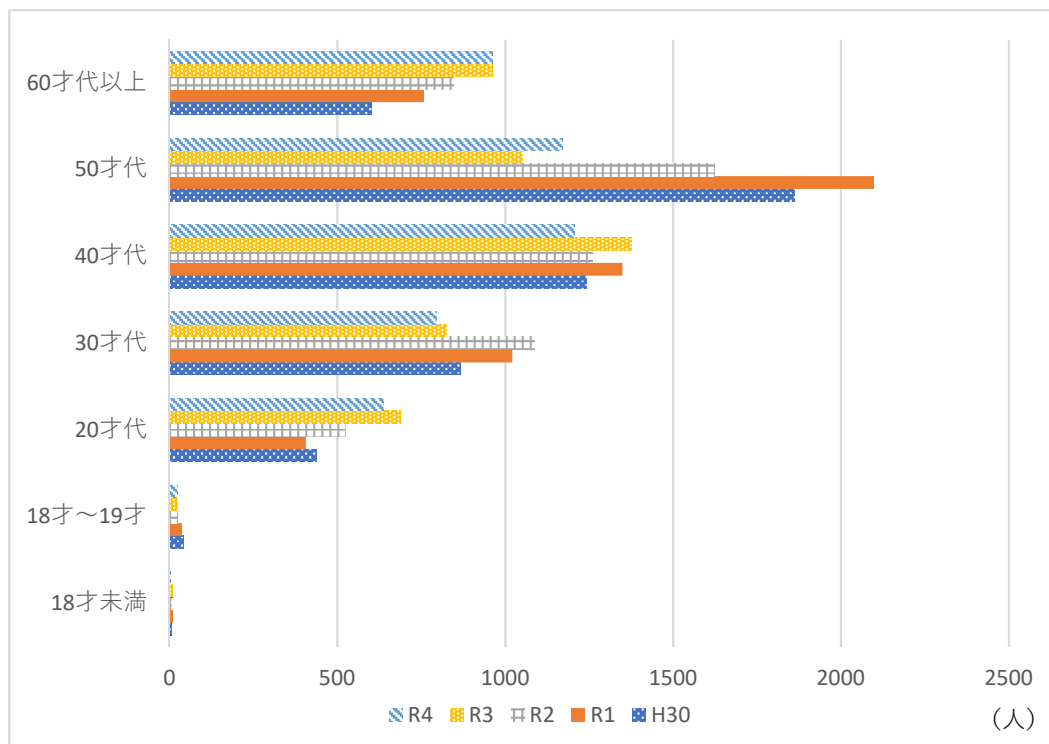


(2) 過去5年間の相談件数（年代別）

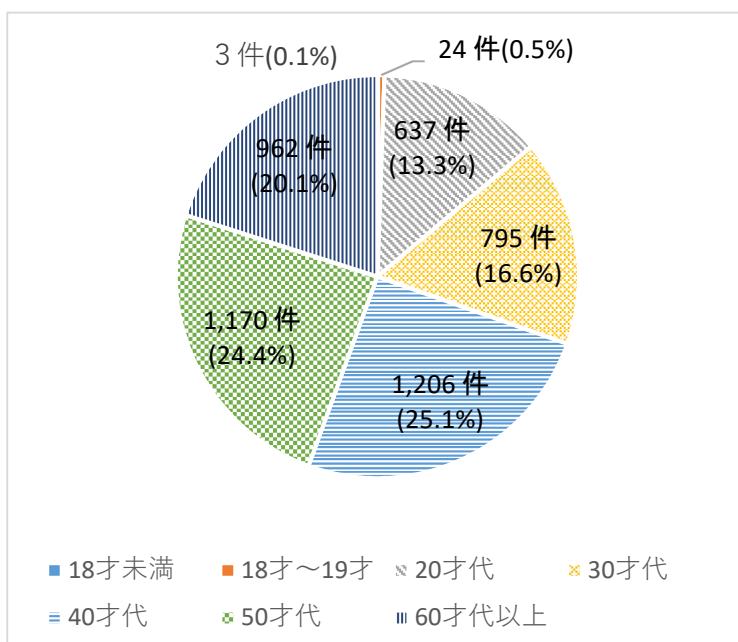
相談者の年代は、R2年度までは50才代の方が多かったところですが、R3年度以降は40才代が一番多くなっています。

20才未満の方からの相談は1%未満と、極端に少ない状況です。

【図10】年代別の相談数推移



(R4の内訳)

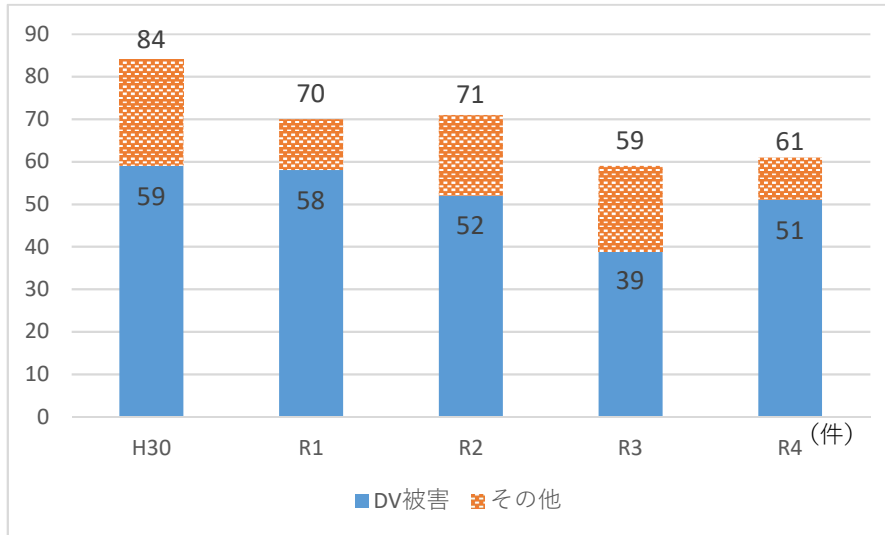


3 女性相談支援センター（旧婦人相談所）において一時保護を行った者の人数、対象者の年代等の属性及び保護理由

(1) 過去5年間の一時保護件数

全体の一時保護件数は近年減少傾向にあります。そのうちDV被害を理由とした保護件数は7～8割で増減しています。

【図 11】 一時保護件数の推移

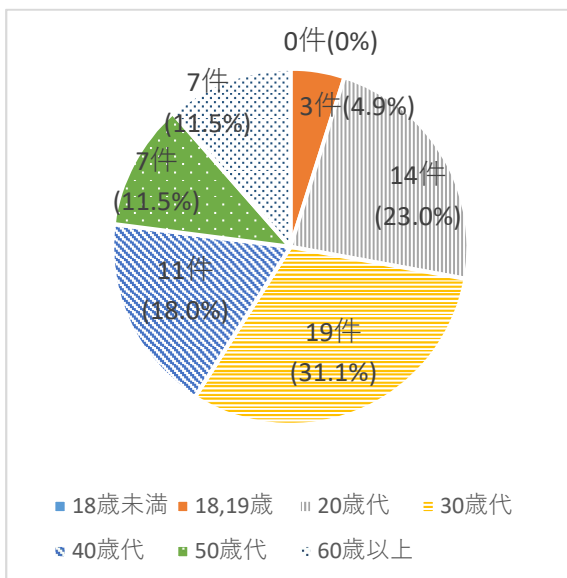


(2) R4年代別一時保護件数

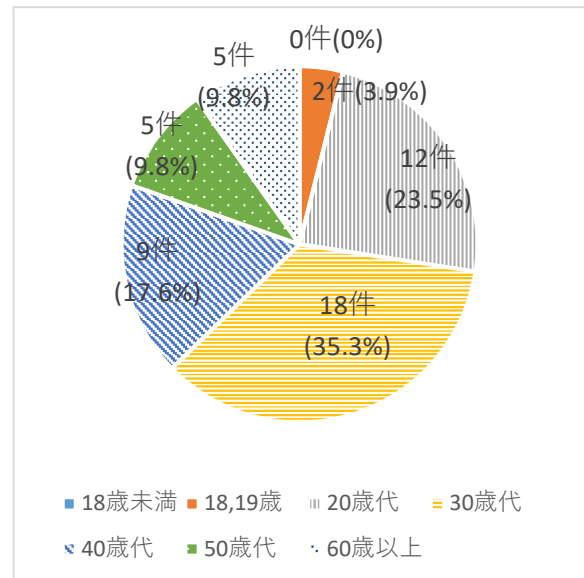
一時保護所へ入所した女性の年代は、全体でもDVによる保護でも、20代30代が多くなっています。

【図 12】 年代別の一時保護件数

一時保護全件



DV被害



Ⅲ 県内の支援機関の対応状況からみた現状

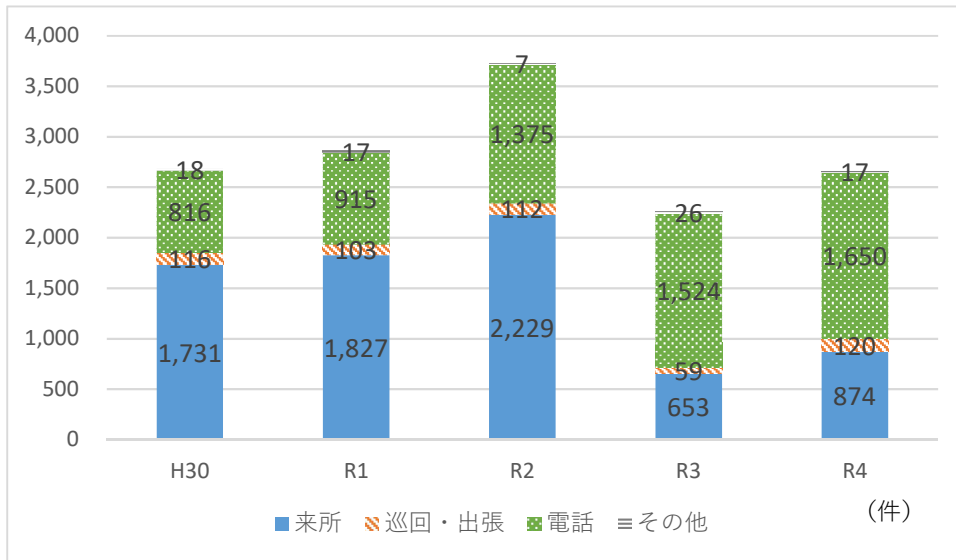
1 管内市町村の女性相談支援員（旧婦人相談員）の相談受付状況

（水戸市、日立市、古河市、結城市の女性相談支援員による相談受付件数）

（1）過去5年間の相談件数

4市における相談受付件数は、令和2年度までは来所によるものが多かったが、令和3年度からは電話による受付件数が一番多くなっています。全体の相談件数は令和3年度に一度減少したものの、再び増加に転じています。

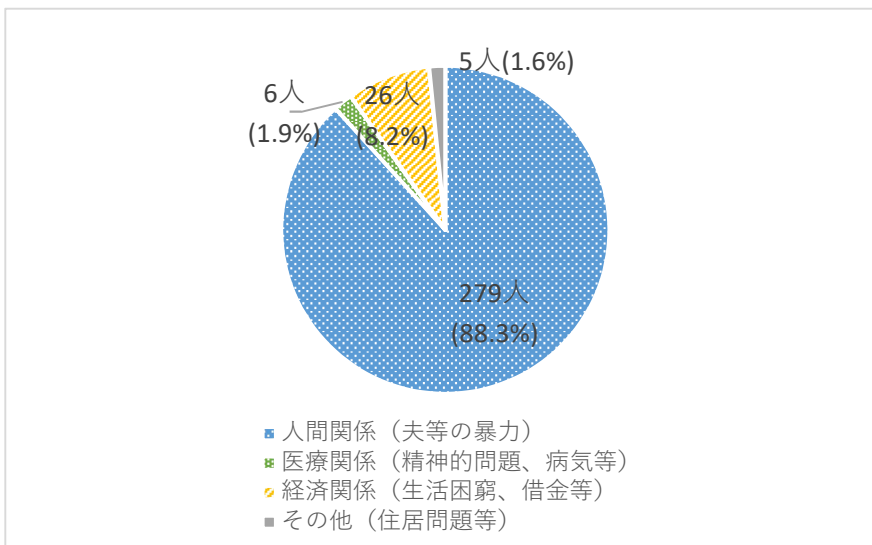
【図13】市町村女性相談支援員による相談受付数の推移



（2）R4 来所相談の相談内容内訳

市町村において来所相談を受けた件数のうち、暴力被害を含む「人間関係」が一番多くなっており、対象者を見ると特に家庭内での問題が多い状況です。

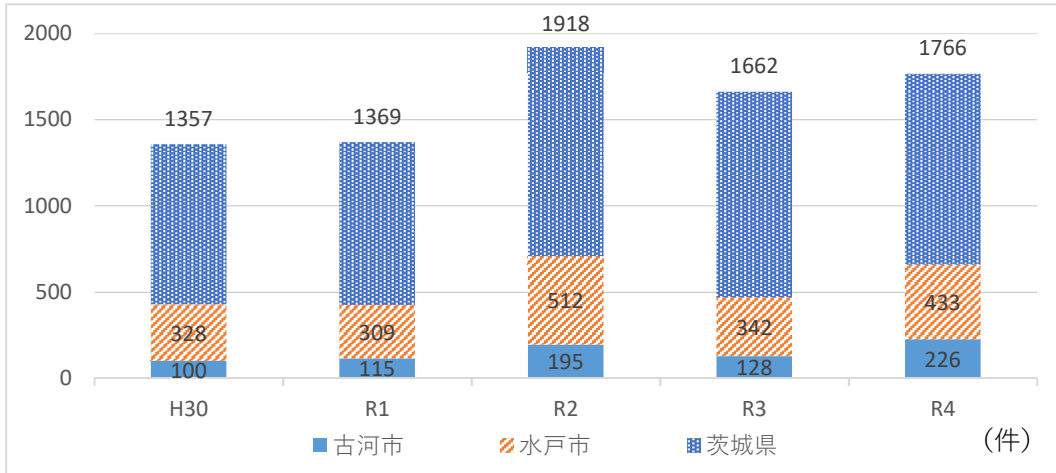
【図14】市町村の女性相談支援員による来所相談の相談内容内訳



2 配偶者暴力相談支援センターにおける相談受付状況

県内3か所の配偶者暴力相談支援センターで受けたDV相談件数は、R2年度が最多となっており、コロナ禍による外出抑制の影響が出ていると考えられます。

【図15】 県内配偶者暴力相談支援センターの相談受付件数推移

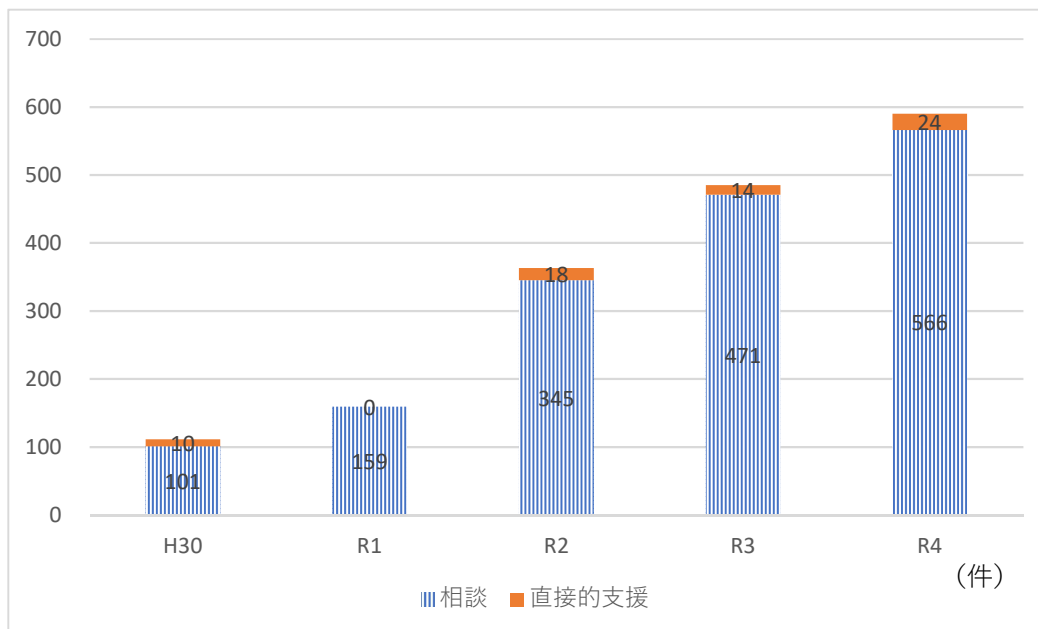


3 関係機関における相談受付状況

(1) 性暴力被害者サポートネットワーク茨城

性暴力被害者サポートネットワーク茨城における相談、支援件数は年々増加しており、H30年度からの4年間で約5倍となっています。

【図16】 性暴力被害者サポートネットワーク茨城の相談・支援件数

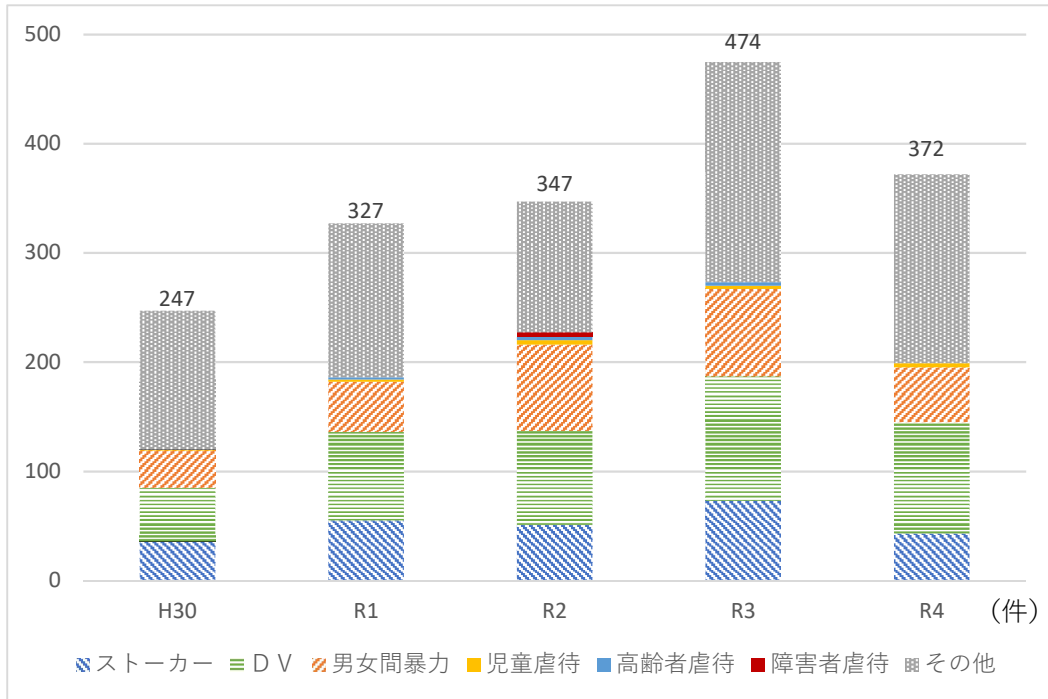


(2) 女性専用電話相談

その他の相談件数を除くと、どの年度もDVに関する相談件数が一番多い割合を占めています。

少ない割合ではありますが、児童虐待は毎年度1～4件、高齢者虐待はR1～3年度に2～3件、障害者虐待はR2年度に4件の相談がありました。

【図 17】 女性専用電話相談の相談受付件数



4 困難な問題を抱える女性への支援に当たり協働が可能な民間団体及びその活動の状況

DVや性暴力などの暴力被害にあった女性の支援活動を行う NPO 法人ウィメンズネット「らいず」へ業務委託し、被害女性の相談支援や、暴力防止に係る各種啓発活動を行っています。

(1) 暴力被害女性支援事業

- ・ DVや性暴力被害にあった女性から電話や面談で相談を受け付け、当事者が抱える問題や意思を丁寧に聞き取り、寄り添い続ける支援を行っています。
- ・ 暴力被害女性の抱えるニーズに応じて、当事者が市町村窓口、弁護士事務所、病院などの支援機関を訪問する際には同行し、相談や手続きの援助を行っています。

ヘルプライン相談実績 (件)

R1	R2	R3	R4
143	334	307	256

同行支援実績 (件)

R1	R2	R3	R4
76	102	92	111

(2) 暴力防止啓発事業

- ・ 年に2回程度、暴力被害女性の支援当事者や専門家を講師として招き、暴力被害女性の心情や実態、相談支援の技術などに関するシンポジウムや研修会を開催し、相談支援にあたる支援者（女性相談支援員、行政職員も含む）の資質向上を図っています。
- ・ 暴力被害・加害の未然防止のために、大学、専門学校、高等学校を対象としたデートDV出前講座を実施し、若年層に対するDV防止と人権尊重の意識啓発に努めています。

デートDV出前講座実績

	R1	R2	R3	R4
実施数 (回)	16	14	16	18
受講人数 (人)	2,397	2,277	2,453	3,574

(3) 暴力被害者の自立支援のための事業

DV被害者による自助グループ「ほっとステーション」を年に5回程度開催し、当事者が被害経験を安心して語れる場を提供することで、話すことによる心理回復を支援しています。

5 関係機関・当事者からのヒアリング

支援現場の実態や当事者が求める支援を把握するために、民間の支援団体と困難な問題を抱える当事者女性へのヒアリングを行い、次のような意見をいただきました。

(1) 民間団体へのヒアリング

＜ヒアリング先＞ 特定非営利活動法人ウィメンズネット「らいず」
一般社団法人アイネット

- 相談支援に、メールやSNSなどのツールを活用することは有効。特に、若年層とはつながりやすい。
- 若年層への相談支援には、メールやSNSを活用し、時間をおいて少しずつ返事をするにより、継続したやり取りに繋げることができる。
- DV被害者はじめ困難な問題を抱える女性への支援には、専門性、経験やノウハウが必要になるため、女性相談支援員などへの研修は必須。知識を学ぶだけでなく、基本的な態度や相談支援における留意点、ソーシャルワーク、社会資源などの研修を経てから現場で対応してほしい。
相談機関などでの二次被害、加害者からの反撃などについても、十分に理解してほしい。
- 困難な問題を抱える女性の自立支援には、中長期間、切れ目のない継続支援が欠かせないため、支援メニューをわかりやすく提示し、包括的に支援することが必要。そのためには、行政と民間それぞれの特色を生かして役割を分担しながら連携していくことが欠かせない。
- 困難な問題を抱える女性の自立支援には、行政の関与が欠かせない。
特にDV被害者の支援においては、加害者への対応で警察署の協力が必要。相談を受けた初期段階で警察署へ協力を要請することにより、被害者の安心・安全が確保できる。
- 困難な問題を抱える女性は、複合的な被害を抱える場合が多くみられるため、支援にあたっては、心理面、法律面、健康、福祉、就業など、さまざまな専門機関との連携が必要。
被害者に寄り添う支援のノウハウを有する民間団体等による同行支援制度など確立してほしい。

(2) 当事者へのヒアリング

<ヒアリング先> DV被害を経験した女性、母子家庭の母親

- DVという暴力の特徴として、外部と遮断された家庭内などで長期間にわたり継続的に暴力にさらされること、暴力の種類も身体的なものだけでなく精神的な暴力である暴言、無視などや経済面でも追い込まれるなどによって、自責や無力感におそわれることが多かった。

相談をする過程で徐々に、自分は暴力を受けていること、それがDVという暴力であることに、相談員さんが話を聞いてくれたことでやっと気づくことができた。

- 相談するまで長い間、誰に話していいかわからずに、悩みやつらさをひとりで抱えていた。「自分は助けを求めてもいいんだ、自分は悪くないんだ」と思えるようになったことで、力を取り戻すことができた。

また、同じ境遇の人たちと気がねなく、話し合える場があったおかげで乗り越えることができた。このような場はもっとあっていいと思う。

- 悩み事や不安を抱えている時、相談をできる窓口があることが必要。もっと、相談ができる場所や窓口の情報がほしい。

- 回復・生活再建までには時間がかかり、その間、伴走してくれる相談員さんの存在はありがたい。

- ひとり親家庭の場合、育児や家事、仕事と両立していくには多くの困難があり、就業も非正規の不安定雇用になりがちのため、経済面での支援や子ども支援を継続して受けられるようにしてほしい。

- ひとり親家庭の親にとって、育児・家事と両立できる条件の仕事を見つけるのはとても難しく、ひとり親家庭の親に適した仕事や、それを紹介してもらえる仕組みがほしい。

- 自分が一人っ子で親も亡くしていると、ひとり親世帯支援制度の貸付金の申し込みや賃貸物件の契約で、保証人となってくれる人が見つからずに苦労したことがあった。

第3章 基本目標と施策

この計画は、3つの基本目標から構成し、各基本目標に対する具体的な数値目標を設定し、その進捗状況を管理して実効性を向上させていきます。

- 基本目標Ⅰ 困難な問題を抱える女性が相談しやすい体制づくり
- 基本目標Ⅱ 回復と自立に向けた支援体制の整備
- 基本目標Ⅲ 計画の総合的な推進

基本目標Ⅰ 困難な問題を抱える女性が相談しやすい体制づくり

【課題】

- 法施行以前の婦人保護は、旧売春防止法に基づき、女性の保護更生を目的としていましたが、女性本人の意思尊重や自立支援といった視点が不十分でした。
今後の法に基づく支援では、第3条の基本理念を十分に踏まえたものとしていく必要があります。
- 現在の女性相談やDV相談は、主に電話または来所による相談が中心です。相談件数を年代別に見ると20歳未満からの相談が1%未満と極端に少ない状況がみられます。電話での相談に抵抗を感じやすい若年世代が、問題を抱えながらも相談をためらっている可能性が推測されます。
また、ネットモニターアンケート結果では、10代、20代の若年女性が公的支援に繋がりやすい相談経路について、回答者のうち最も多い約68%の方が「メールやSNS」と回答しています。
- 女性が抱える問題が家族などの周囲の人にも関わる内容である場合には、女性だけでなく、周囲の人たちの状況や問題まで把握して支援方針を検討する必要があります。
- 県内で女性相談支援員（旧：婦人相談員）が配置されている市町村は、4市に限られています。
相談者にとっては、一番身近な市町村に相談窓口があることが望ましい体制ですが、地域によっては相談件数が少ない、支援員の確保が難しいといった課題があります。こうした課題に対処するため、県として体制整備を支援していくことが求められます。
- ネットモニターアンケート結果によると、女性相談の窓口に関して回答者の約6割が「知っているものはない」と回答しており、より一層の周知・広報が必要です。

- 支援が必要な若年女性の特性として、悩みを打ち明けられない、相談することができないというケースがあり、アウトリーチの手法による支援は有益とされています。一方で、本県は都内に近く、可住地も多いためアウトリーチ先が絞り切れない、アウトリーチを実施するうえでの人員や予算の確保といった課題があります。

【施策の方向性】

- 1 県における相談体制の強化を図ります。
- 2 市町村における相談体制強化の支援を行います。
- 3 相談窓口の周知・広報を図ります。

【主な取組】

1 県における相談体制の強化

(1) 県女性相談センターによる相談体制の充実

女性相談センターでは、支援対象者が抱える問題や背景、心身の状況や、支援対象者の周囲の状況などをしっかりと把握し、本人の希望と意思を最大限に尊重しながら、最適な支援を検討、実施します。

また、必要に応じて関係機関と連絡調整を行うほか、市町村における個別の支援計画の策定に参画し、専門的技術に基づいて必要な支援を行います。

女性相談支援員は、支援対象者が適切な支援を受けられるよう、丁寧にヒアリングを行い、支援対象者の意思決定を支援します。

性犯罪・性暴力被害者への対応や、問題の背景に性犯罪・性暴力被害を抱えている女性の支援にあたっては、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターである「性暴力被害者サポートネットワーク茨城」と緊密に連携します。

(2) DVに関する相談支援体制の整備・充実・連携強化

茨城県DV対策実施計画に基づき、DVの防止及び被害者保護に取り組みます。

(参考) 茨城県DV対策実施計画の概要

基本目標		施策の方向性
I	被害者が相談しやすい体制の整備・充実	(1) 相談窓口等の広報・周知 (2) 相談支援体制の整備・充実及び連携強化 (3) 職務関係者の育成及び資質向上
II	被害者の安全を確保する体制の充実	(1) 通報制度の運用 (2) 一時保護の実施 (3) 保護命令制度の活用

Ⅲ	被害者の自立に向けた支援の充実・強化	(1) 関係機関等との連絡調整 (2) 生活への支援 (3) 就労の促進 (4) 住宅の確保
Ⅳ	子どもの安全確保と健やかな成長への支援	(1) 子どもの安全確保 (2) 健やかな成長への支援
Ⅴ	DVを許さない社会の実現	(1) 県民への啓発等 (2) 若年層への教育啓発 (3) 加害者への対応
Ⅵ	DV対策の推進体制の充実	(1) 関係機関の連携強化 (2) 市町村の推進体制の充実 (3) 民間団体等との連携・協働

(3) 民間団体との連携・協働の推進

民間団体との連携を強化し、相談体制を充実させることで、若年女性を含む多様な支援ニーズの把握に努めます。

民間団体が、長年の支援活動の中で蓄積したノウハウを、研修や共同での支援活動を通じて共有・活用し、質の高い支援を提供します。

県内では困難な問題を抱える女性やDVの相談に対応できる民間団体が限られているため、新たな民間団体の育成・支援に取り組む必要があります。

(4) SNSを含めた多様な相談体制の検討

若年女性が気軽に相談できる環境を整えるため、メールやSNSなどを活用した多様な相談体制の整備を進め、相談者が相談しやすいツールを選択できるようにする必要があります。

相談時には、外部に話が聞こえない個室の提供や、建物入口から相談室・支援窓口への導線など、プライバシーの確保に細心の注意を払います。

2 市町村における相談体制強化の支援

(1) 市町村の相談体制整備や計画策定に向けた支援

市民にとってもっとも身近な相談窓口である市町村が、支援の入り口としての役割を果たすことができるよう、相談体制や計画策定に必要な情報の提供に努めていきます。

市町村の窓口へ相談に来た女性が、市町村の他の窓口の支援を受ける際には、たらい回しや同じ相談を繰り返すことのないよう、「相談共通シート※」の導入やワンストップ体制の構築を推奨します。

※相談共通シート

最初の相談窓口で相談を受けた相談員や職員が、相談者から聞き取った相談内容やニーズを記入し、他の支援窓口へ情報伝達するための共通シート。

女性相談・DV相談共通シート			
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">作成例</div>			
相談受付日 _____ 年 ____ 月 ____ 日 最初の受付部署 _____ 受付者 _____			
相談者	氏名(ふりがな)	生年月日	連絡先
		年 月 日 (歳)	
	住民票所在地		
	居 所		
	勤務先・学校	職種/学年	
	国 籍	日本語 可 日常会話程度 不可 (語)	
	健康状態	良好・否(症状: _____) 妊娠(____ヶ月・なし)	
障 害	あり(_____)・なし	障害年金 あり(____級)・なし	
家 族	氏名	続柄	年齢
	勤務先・学校	備考(問題に関わる情報)	
相談内容	主訴	DV被害 暴力被害(DV以外) 性的被害 ストーカー被害 人間関係 離婚問題 家庭不和 生活困窮 健康問題 住居問題 その他(_____)	
	相談した先	県女性相談センター 警察 医療機関 他市町村 その他(_____)	
	相談内容		
支援ニーズ		対応記録	
支援制度 ①住基台帳支援措置 ②生活保護 ③保護命令申し立て 手続き ④国民健康保険加入 ⑤国民年金保険料特例免除 ⑥年金番号変更 ⑦児童手当受給 ⑧転園・転校 ⑨婚姻・離婚届の不受理届 居住先等 ⑩一時保護 ⑪母子生活支援施設 ⑫老人福祉施設 ⑬障害者福祉施設 ⑭公営住宅 その他(_____)		所属: _____ 対応内容: _____ 所属: _____ 対応内容: _____ 所属: _____ 対応内容: _____ 所属: _____ 対応内容: _____ 所属: _____ 対応内容: _____ 所属: _____ 対応内容: _____ 一時保護 依頼先: _____	

(本シートは一例であり、実際の運用方法や記載事項などは、支援にあたる各市町村で、実情を踏まえてご検討頂くものです。)

(2) DVに関する相談支援体制の整備・充実・連携強化

茨城県DV対策実施計画に基づき、市町村に対して配偶者暴力相談支援センターの設置を働きかけてまいります。

(3) 民間団体との連携・協働に向けた支援

民間団体が把握したケースについての支援調整会議（個別ケース検討会議）を県・女性相談センター・市町村の三者で行い、アフターケアも含めた切れ目のない支援体制の構築を図ります。

民間団体の実施する同伴支援などの活動が円滑に進むよう、県が民間団体の取組について市町村に積極的に情報提供します。

3 相談窓口の周知・広報

(1) 相談機関の県民認知度向上に向けた取組

県や市町村の広報誌、SNS、その他様々な媒体を活用して、相談窓口の周知・広報活動を展開します。

困難な問題を抱える女性が適切な支援を受けられるよう、幼稚園や保育園、医療機関（小児科、産婦人科、精神科）、スーパーマーケットなど、広く女性が訪れる場所で相談窓口情報を効果的に広報することを検討します。

(2) アウトリーチ支援の実施に向けた検討

アウトリーチ支援の実施に向けて課題解決を図るため、次期計画策定時までに検討を進めていきます。

【数値目標】

目標項目	現状(R4)	目標 (R8)
女性の悩みに関する相談窓口の認知度	41.4% (R5 値)	80.0%
市町村における女性相談支援員の配置	4 市	10 市町村
市町村基本計画の策定	—	44 市町村

基本目標Ⅱ 回復と自立に向けた支援体制の整備

【課題】

- 自立支援の第一歩として、本人の健康状態への支援が重要です。必要な医療機関と適切につながれるよう支援を行う必要があります。
- 困難な問題を抱える女性は、心に深い傷を負っている場合や、精神面に問題を抱えている場合が多くみられます。主訴となっている問題の解決だけでなく、精神的・心理的ケアにも配慮が求められます。
- ネットモニターアンケート結果によれば、何らかの困難な問題に直面した経験がある女性のうち約4分の1が「生活困窮」と回答しています。
家庭での虐待や暴力被害から逃れた女性の支援においても、十分な貯金や新たな生活の準備資金を持っていないケースが少なくありません。
- 母子家庭の母親は、仕事、育児、家事を一人でこなす重い負担を抱えており、不安定な就労状況にある方も珍しくありません。
県内のひとり親世帯のうち83.8%が母子世帯であり、就業している母親の約4割が非正規雇用という状況です。
母子世帯の母親の平均年間収入は272万円であり、経済的に余裕がないケースが多いと考えられます。
- 10代や20代の若年女性が虐待被害や家庭不和から逃れて家出すると、性暴力被害や搾取被害に遭いやすい傾向があります。これらの被害による影響は大変深刻なものであり、自立した日常生活や社会生活をおくることが著しく困難になる場合もあります。
居場所を失った若年女性をいち早く支援に繋げ、こうした被害から守ることが重要です。
- 女性相談センターの一時保護所は、入所者の約8割がDV被害者であるため、加害者からの追及を防ぐために通信や外出が制限されています。
しかし、このような秘匿性が不要な問題を抱える女性にとっては、これらの制限が自立を妨げる可能性があるため、個々の事情に応じた複数の避難場所や居場所を用意することが望ましいです。

【施策の方向性】

- 1 精神的・心理的ケアを必要とする女性への支援を行います。
- 2 経済的困難を抱える女性への支援を行います。
- 3 困難な問題を抱える若年女性への支援を行います。
- 4 女性の孤独・孤立防止のための支援を行います。

【主な取組】

1 精神的・心理的ケアを必要とする女性への支援

(1) 専門機関との連携構築

医療機関で治療が必要な女性に対しては、専門機関や医療機関と連携し、個々の状況に応じた支援体制を構築します。

一時保護所へ入所した心に傷を負った女性に対し、本人の希望を尊重しつつ、心理療法担当職員によるケアを行います。

(2) DV被害女性への支援

茨城県DV対策実施計画に基づき、DVの防止及び被害者の回復と自立支援に取り組めます。(再掲)

(3) 自殺予防対策の推進

複合的かつ深刻な問題を抱える女性が、自殺を選択しないよう、茨城県自殺対策計画に基づき予防対策を推進します。

(4) 予期しない妊娠等に関する相談対応

「いばらき妊娠・子育てホットライン」では専門の相談員が匿名で妊娠や出産後の育児などの相談を受け付けています。引き続き、相談窓口の周知に取り組めます。

2 経済的困難を抱える女性への支援

(1) 生活困窮者への支援

経済的な自立に向け、ハローワーク等と連携して求人情報の提供や就労支援を行います。経験が不足している場合は、職業訓練受講を支援します。

直ちに就労が困難な場合には、基礎能力の養成や就労体験など、就労に向けたステップアップを支援します。また、生活保護など様々な制度の活用により、生活の安定に向けた支援を行います。

(2) ひとり親家庭への支援

児童扶養手当の支給や母子・父子・寡婦福祉資金の貸し付けなどにより、子育てに必要な費用を支援し、ひとり親家庭の経済的負担を軽減します。

個々のニーズに応じた母子・父子自立支援プログラム策定や、就職に有利な資格取得を援助する高等職業訓練促進給付金により、ひとり親家庭の生活自立を支援します。

子ども食堂やフードパントリーなど地域で行われている活動について、情報を収集し、提供します。

3 困難な問題を抱える若年女性への支援

(1) 相談体制の強化充実

初対面の人との電話に慣れていない若年世代が相談しやすくなるよう、メールやSNSなどの手段による相談体制整備を検討します。

公的機関に対する抵抗感がある場合、民間団体と協力して女性のニーズを受け入れ、公的機関と民間団体、必要に応じて他の支援団体が協働して支援を提供する体制を構築します。

(2) 民間シェルターによる一時保護制度の導入

若年女性が抱える問題や状況に応じて、回復や自立をサポートするため、民間シェルターにおける一時保護の委託先の複数確保を検討します。

(3) 自立支援とアフターケア

虐待や家庭不和から逃れた若年女性の中には、日常生活や就労に必要な知識やスキルを身に付ける機会が少なかった女性がいます。こうした方へ、きめ細かな支援ができるよう、市町村や民間団体と連携した伴走支援の体制構築を図ります。

18歳未満の女性に対しては、支援にあたった民間団体、女性相談センター、児童相談所が連携し、児童相談所での一時保護や保護者への対応、連絡調整、伴走支援などの支援を行います。

4 女性の孤独・孤立防止のための支援

(1) 居場所づくりの支援

家庭の問題から一時的に居場所を求める女性に対して、居場所提供の仕組みを検討し、必要に応じてサポートします。

(2) ピアサポート・自助グループ事業

問題解決に悩む女性や話し合いを求める女性を支援するために、ピアサポートや自助グループを通じて同じ悩みを抱える女性同士が支え合える環境を提供します。

【数値目標】

目標項目	現状(R4)	目標 (R8)
高等職業訓練促進給付金（ひとり親の就職に有利な資格取得支援）の受給者数	177 件	200 件
一時保護委託先の施設数	3 箇所	5 箇所
支援を受けた女性の生活再建率 （一時保護退所者のうち新たな生活の拠点へ移った方の割合）	68.3%	75.0%

基本目標Ⅲ 計画の総合的な推進

【課題】

- 女性が抱える問題は多様化・複雑化し、また問題が複合的に発生している場合も多いため、女性がどの機関に最初に相談しても必要な支援に繋がるよう、支援調整会議※など関係機関の連携体制づくりが求められています。
- 女性相談への対応には幅広い知識が必要であり、また、相談者に安心感を与え支援ニーズを把握するための高いスキルが求められます。
相談支援にあたる行政職員や女性相談支援員は、常に最新の知識を更新し続け、資質向上に努める必要があります。
- 困難な相談を日々受ける相談支援者が過度な心理的負担を抱えたり、虚無感を感じたりすることがないように、メンタルヘルスケアを十分に行う必要があります。
- 自己がかけがえのない存在であり、困難に直面した時には支援を受けることができることなどを教育現場と連携しながら伝えていく必要があります。

※ 法 15 条で地方公共団体が組織するよう努めるものとされている会議。困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、民間団体等により構成する。

【施策の方向性】

- 1 支援調整会議を活用し、関係機関の連携体制構築を図ります。
- 2 相談支援に携わる相談員や職員の資質向上を図ります。
- 3 性暴力被害・加害防止、薬物依存に関する教育の充実を図ります。

【主な取組】

1 関係機関の連携体制構築

(1) 支援調整会議の有機的な活用

①県における支援調整会議の設置と適切な運営

女性支援に携わる関係機関を構成員とした支援調整会議を設置し、支援における連携体制を強化します。

支援調整会議では、関係者が一堂に会し、支援対象者の情報を共有し、それぞれの立場から支援策について意見を出し合うことで、より適切な支援策を立案します。

会議は、以下の3階層での開催を想定しています。

- 代表者会議：地域の支援体制の全体像や計画の進捗状況の評価を行う
- 実務者会議：個別ケースの定期的な進捗確認や支援事例の共有を行う
- 個別ケース検討会議：一時保護が必要な事例や民間団体が抱える困難事例の支援方針を検討する

＜県における支援調整会議の開催イメージ＞

①各会議の構成と主な役割

区分	開催頻度	役割	想定される主な構成員
代表者会議	年1～3回程度	・DV、困難女性支援計画に係る進捗確認 ・計画の改定	主催：県(青少年家庭課) 参加機関：関係機関の代表者
実務者会議	年3回 (県内3カ所×各1回)	・個別ケースの状況確認 ・自立支援事例の報告	主催：女性相談センター 参加機関：市町村、警察、県民センター、児童相談所、民間支援団体等
個別ケース検討会議 (女性相談センター事案)	随時	・入所調整会議 ・一時保護所退所前の支援方針検討 ・経過確認	主催：女性相談センター 参加機関：市町村 必要に応じ専門家(弁護士、心理師)の参画を依頼
個別ケース検討会議 (民間事案)	年4回 (年2回×2団体)	・支援方針(一時保護or在宅)の検討 ・個別ケースの進捗確認	主催：県、女性相談センター 参加機関：民間支援団体、市町村、必要に応じ専門家(弁護士、心理師)の参画を依頼

②年間スケジュール



(参考)個別ケース会議のサイクル



②市町村への支援調整会議設置の支援

市町村が支援調整会議を設置するために必要な情報の提供、県の女性相談支援員の参画や助言などにより、市町村の支援調整会議設置を支援します。

また、市町村の求めに応じ、県・市町村合同で支援調整会議（個別ケース会議）を実施したり、市町村が抱える困難事例を県の支援調整会議（実務者会議）で検討することなどにより、県と市町村の連携・協力体制の強化を図ります。

③支援調整会議に関する情報収集と運用の見直し

国の基本方針において、支援調整会議については、「地域ごとの実施状況や要保護児童対策地域協議会、DV対策地域協議会等の運用の状況を踏まえ、効果的、効率的な設置、運用の在り方についてさらに検討を進めることとする」とされており。

国の動向や他都道府県、市町村の事例の収集に努め、支援調整会議の運用方法などについて随時見直しをしてまいります。

(2) DV関係機関の連携強化

茨城県DV対策実施計画に基づき、DV防止及び被害者支援に係る関係機関の連携強化に取り組みます。(再掲)

DV被害にあった女性を保護するために必要な情報交換や、支援内容の協議にあたっては、支援調整会議とDV防止法第5条の2第1項に基づく協議会を共同開催するなど、双方の連携を図ります。

(3) 民間団体との連携・協働の推進

困難な問題を抱える女性への支援を実施している民間団体は、これまでの活動の中で豊富な支援ノウハウを蓄積しており、行政機関のみでは対応が行き届きにくい柔軟性のある支援や継続支援が可能な機関として重要です。

民間団体と情報共有を密にし、連携・協働することで、相互の活動を補完し合い、支援対象者のニーズに合った支援を届けられる体制構築に努めます。

また、民間団体のほか、こども食堂や県母子寡婦福祉連合会、民生委員・児童委員など、支援対象者と接点がある可能性のある関係機関（者）と連携して、潜在的な支援対象女性の発見に取り組むことを検討します。

2 相談支援に携わる相談員や職員の資質向上

県および市町村の女性相談支援員および女性支援担当職員を対象に、女性を取り巻く問題に関する情報や相談支援に必要な知識とスキルを伝えるための研修会を開催します。

また、県の女性相談支援員が、市町村の新任女性相談支援員の育成や困難事例への助言を行うことなど、支援者を孤立させない取り組みも検討します。

なお、前述の研修会や女性支援を考えるフォーラム等を、民間団体との連携により開催することも有効です。

3 性暴力被害・加害防止、薬物依存に関する教育の充実

児童生徒に対する犯罪被害を未然に防止するために、学校において、警察等の関係機関と連携した防犯教室や情報モラル講習会を開催し、児童生徒を犯罪被害から守る教育の充実を図ります。

また、児童生徒を性犯罪・性暴力の当事者にしないために、「生命（いのち）の安全教育」の推進を図ります。

児童生徒を対象に、性に関する正しい知識を習得させるとともに、自分や他者を尊重し、相手を思いやる心を育てるため、産婦人科医等の専門的な知識を有する講師による講演会を実施します。

薬物乱用がもたらす心身の影響、依存症などについて理解し、適切な意思決定や行動選択ができるよう、学校において薬物乱用防止教室を実施します。

【数値目標】

目標項目	現状(R4)	目標 (R8)
市町村における支援調整会議の設置	—	10 市町村
市町村の女性相談支援員・女性支援担当職員向けの研修会※の開催	3 回	5 回
県内の女性相談支援員の研修受講率	—	100%

※県主催のものを対象とし、委託事業によるものも含む。

参考資料

- 1 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 1 ページ
- 2 茨城県DV対策実施計画 9 ページ

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

(基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律

(昭和四十一年法律第百三十二号)第二条に規定する職業紹介機関をいう。)、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。)その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

- 2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以

下「指定都市」という。)は、女性相談支援センターを設置することができる。

- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 困難な問題を抱える女性(困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
 - 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二條第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二條第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた

者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
 - 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
 - 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

（教育及び啓発）

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けられるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進）

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

（人材の確保等）

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあつて

は、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。)

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日
- 二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日
- 三 略
- 四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

- 2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一五日法律第六六号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

茨城県 D V 対策実施計画

令和 4 年 3 月

茨 城 県

第1章 DVの防止及び被害者の保護に関する基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

配偶者からの暴力（以下「DV」という。）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。

国においては、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「法」という。）を制定し、以後、平成16年、平成19年、平成26年の法改正を経て、令和元年には、児童虐待防止対策及びDV被害者の保護対策の強化を図るため、被害者保護に当たり、相互に連携協力を図るべき機関として児童相談所を明記する等の改正が行われました。

本県においては、平成16年の法改正により都道府県基本計画の策定が義務化されたことを受け、総合的かつ計画的なDV対策を推進するため、平成18年度に「茨城県DV対策基本計画」を策定し、以後、法の改正や計画期間の終了に伴い、3回にわたる改定を行ってきました。

今回、平成29年度に策定した「第4次茨城県DV対策基本計画」の計画期間が本年度で終了することから、令和4年度以降のDV対策の基本的な方針となる「第5次茨城県DV対策基本計画」について「茨城県総合計画」と一体的に策定するとともに、具体的な施策の実施内容等について、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）や、本県のこれまでの取組状況も踏まえ、「茨城県DV対策実施計画」として策定することとします。

2 計画の位置づけ

(1) 茨城県DV対策基本計画

- 法第2条の3第1項の規定に基づく基本計画であり、本県におけるDVの防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針を示す計画です。
- 「茨城県総合計画」のDV対策に関する部分をもって、「第5次茨城県DV対策基本計画」（以下「基本計画」という。）として位置づけます。

II. 「新しい安心安全」へのチャレンジ

政策9 安心して暮らせる社会

施策(3) 犯罪や交通事故の起きにくい社会づくり

主な取組 ストーカー・DV事案、性犯罪等への的確な対処及び犯罪被害者やその家族等への適切な支援を行うため、相談しやすい環境の整備など、支援体制づくりを推進します。

(2) 茨城県DV対策実施計画

- 法第2条の3第1項の規定に基づく基本計画の一部であり、本県におけるDVの防止及び被害者の保護等のための施策の実施内容に関する事項等を示す計画です。

- 被害者の発見から支援方法の構築等に関し、県域における関係機関の連携を図ることを目的として設置する「茨城県ドメスティック・バイオレンス対策ネットワーク会議中央会議」（以下「DV対策ネットワーク会議」という。）において、令和3年度に協議した結果を「茨城県DV対策実施計画」（以下「実施計画」という。）として位置づけます。

3 計画期間

令和4（2022）年度から令和7（2025）年度までの4年間

4 計画の推進体制と進行管理

基本計画及び実施計画を実行性のあるものとするため、DV対策ネットワーク会議を中心に関係機関で連携し、推進していきます。

また、実施計画に掲げる各取組の実施状況や数値目標の進捗状況等について、定期的に点検・評価を行い、必要に応じて見直しを行うことにより、円滑な計画の推進に努めます。

■DVとは

- 「DV」とは、配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいいます。

【DVの種類】

身体的暴力・言動：なぐる、ける、首をしめる、物をなげつけるなど

精神的暴力・言動：大声でどなる、無視する、生活費を渡さない、つきあいを限するなど

性的な暴力・言動：性的行為や中絶を強要する、避妊に協力しないなど

- 「配偶者」には、事実上婚姻関係と同様の事情にある者（事実婚）を含み、離婚（事実婚を解消）した後も引き続き暴力を受ける場合は、その元配偶者も含まれます。

また、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力（交際関係解消後も引き続き暴力を受ける場合も含む）も、配偶者からの暴力に準じるものとして含まれます。

- DVの被害者及び加害者は、女性・男性のいずれかに限定されません。LGBT（性的少数者）など性のあり方は様々であり、多様で親密な人間関係の中にDVが存在しています。

※ LGBT・・・Lesbian(レズビアン)、Gay(ゲイ)、Bisexual(バイセクシュアル) 及び Transgender(トランスジェンダー)という代表的な性的少数者の頭文字による造語

第2章 本県のDVの現状

1 DVの相談体制

平成13年4月に制定された法に基づき、平成14年4月に茨城県婦人相談所内に茨城県配偶者暴力相談支援センターを設置し、専門知識を持った女性相談員を配置し、相談等の業務を実施しています。

このほか、県民センター（福祉相談センターを含む県内5ヶ所。以下同じ。）に女性相談員を配置し、DV相談等の業務を行っています。

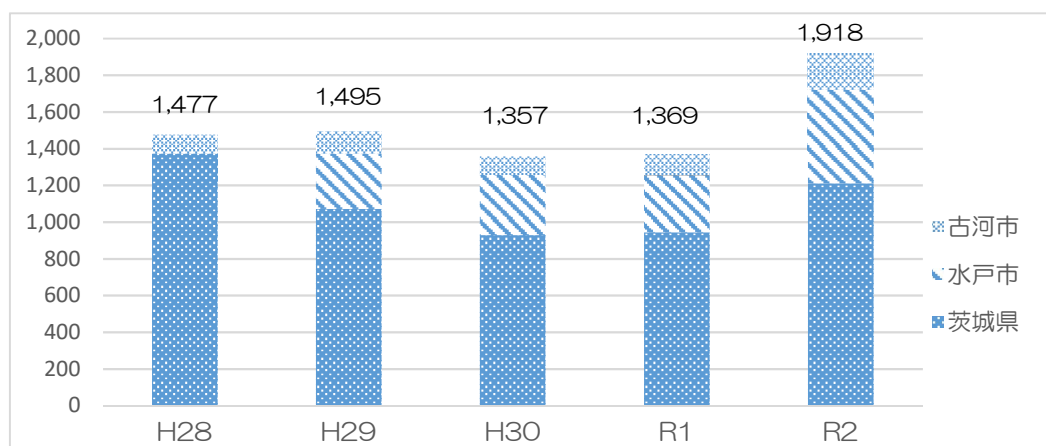
また、市町村においては、平成21年4月に古河市、平成29年4月に水戸市に配偶者暴力相談支援センターが設置されています。

2 配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談の状況

(1) 相談件数の推移

県及び水戸市、古河市が設置する配偶者暴力相談支援センターにおけるDVに関する相談件数は、平成28年度以降は毎年度1,300件～1,400件台で推移していましたが、新型コロナウイルスが感染拡大した令和2年度は1,918件（対前年度比40.0%増）に増加しています。

【図1】茨城県内の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数（内閣府男女共同参画局調べ）



【表1】件数内訳

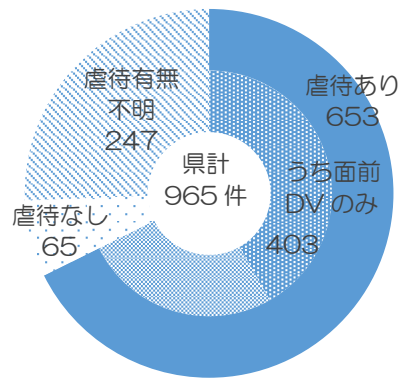
（単位：件）

年度	H28	H29	H30	R1	R2
茨城県	1,372	1,072	929	945	1,211
水戸市	—	300	328	309	512
古河市	105	123	100	115	195
県計	1,477	1,495	1,357	1,369	1,918

(2) DV相談件数のうち児童虐待の件数(令和2年度)

令和2年度の未成年の子どもがいる者からのDV相談965件（実人員ベース）のうち、面前DVを含む児童虐待があると認められる件数は653件で、相談件数全体の約7割（67.7%）を占めています。

【図2】DV相談件数のうち児童虐待の件数（内閣府男女共同参画局調べ）

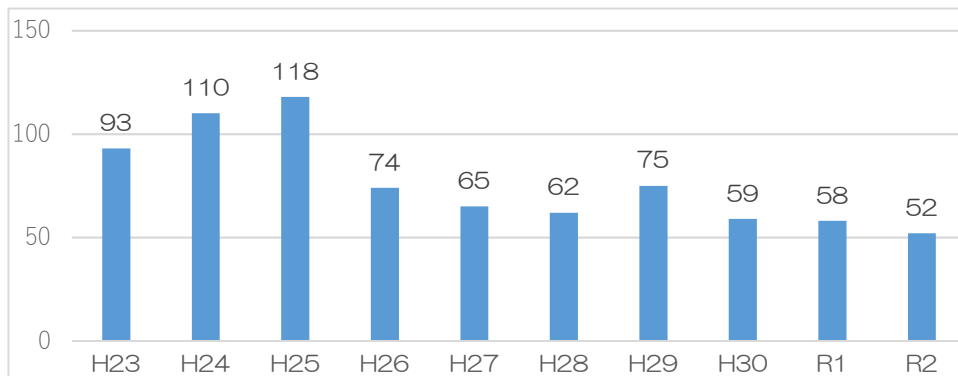


※表1のDV相談件数（1,918件）に係る実人員ベースの内訳

3 DV被害者の一時保護の状況

平成22年度の118件をピークに減少傾向にあり、令和2年度は52件（前年比10.3%減）となっています。

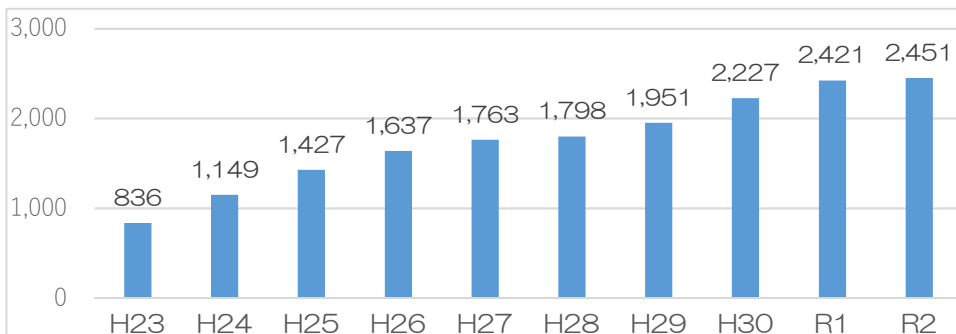
【図3】茨城県におけるDV被害者の一時保護件数（県青少年家庭課調べ）



4 県警察本部におけるDV事案の認知状況

県警察本部におけるDV事案の認知件数は、平成21年以降は増加傾向にあり、令和2年の認知件数は2,451件と過去最多（対前年比1.2%増）となっています。

【図4】DV事案の認知件数（県警察本部人身安全対策課調べ）

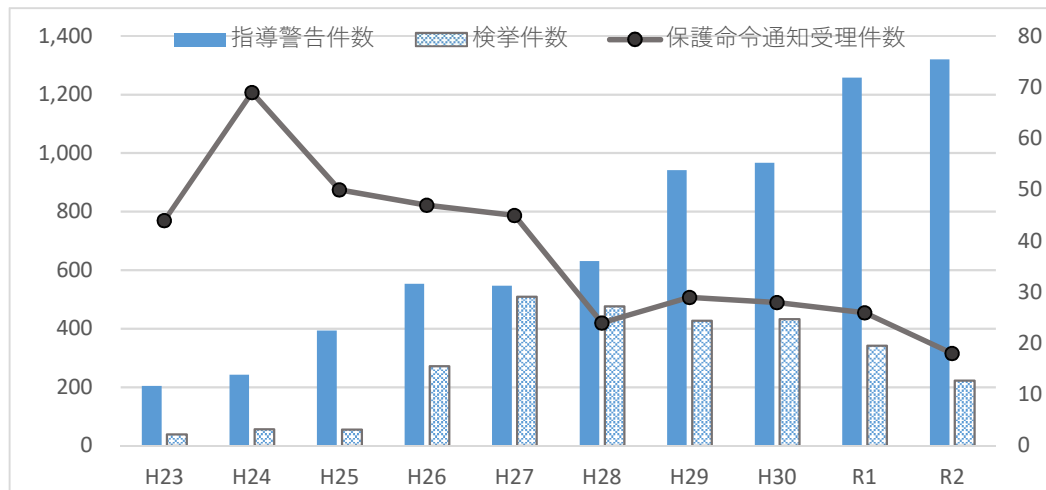


5 県警察本部におけるDV事案に係る指導警告・検挙等の状況

県警察本部における指導警告件数は年々増加している一方、検挙件数は平成27年の509件をピークに減少しており、令和2年の指導警告件数は1,320件（対前年比5.0%増）、検挙件数は222件（同35.0%減）となっています。

また、保護命令通知の受理件数は、平成24年の69件をピークに減少しており、令和2年の受理件数は18件（同31.1%減）となっています。

【図5】【表2】DV事案に係る指導警告・検挙件数及び保護命令通知の受理件数
(県警察本部人身安全対策課調べ)



年	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
指導警告件数	204	242	393	553	546	631	941	967	1,257	1,320
検挙件数	39	56	55	272	509	476	427	433	342	222
保護命令通知受理件数	44	69	50	47	45	24	29	28	26	18

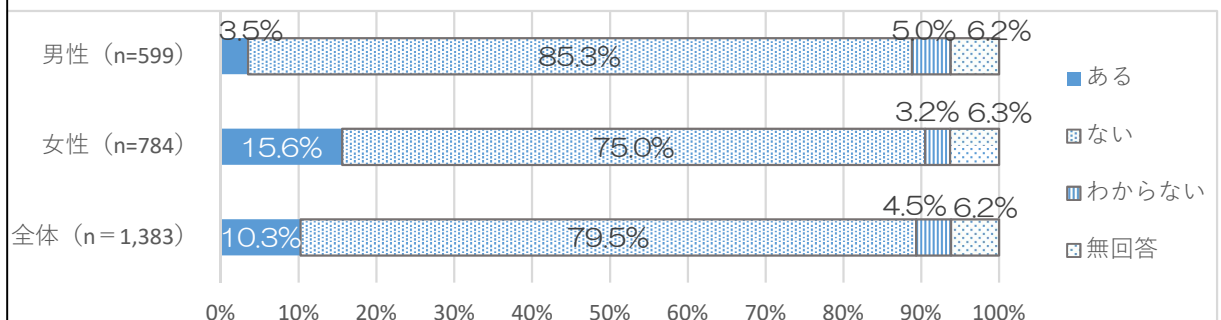
6 DVに関する県民の意識

(1) DVを受けた経験

令和元年度に実施した県民意識調査の結果によると、女性の15.6%（前回調査H26年度比1.3%増）、男性の3.5%（同0.1%増）、全体で10.3%（同0.7%増）が「配偶者（元配偶者も含む。）や恋人から暴力を受けた経験がある」と回答しています。

【図6】配偶者（元配偶者も含む。）や恋人からの暴力を受けた経験

(出典：県女性活躍・県民協働課「令和元年度茨城県男女の働き方と生活に関する調査」)



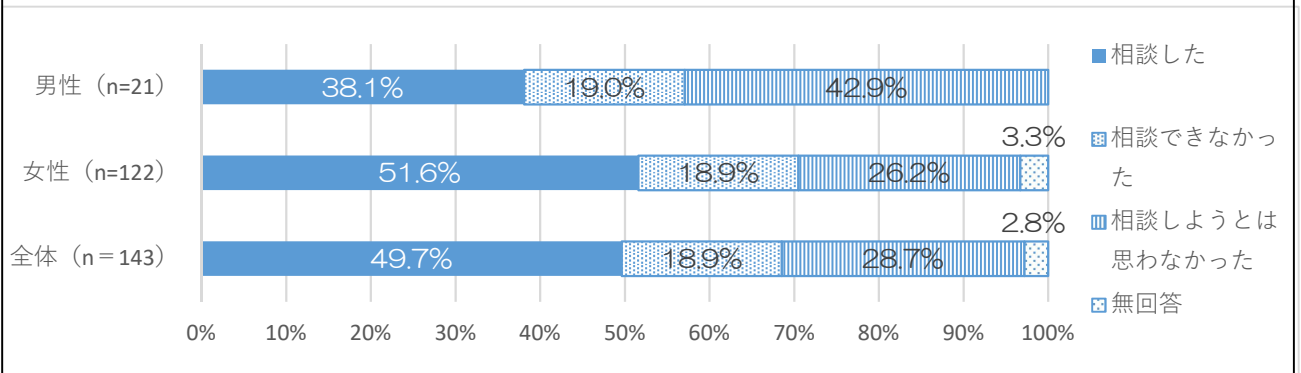
(2) 受けた行為に関する相談の実施状況

「配偶者（元配偶者も含む。）や恋人から暴力を受けた経験がある」と回答した者のうち、女性の51.6%（前回調査H26年度比1.3%増）、男性の38.1%（同0.1%増）、全体で49.7%（同0.7%増）が「受けた行為について、誰かに打ち明けたり、相談したりした」と回答しています。

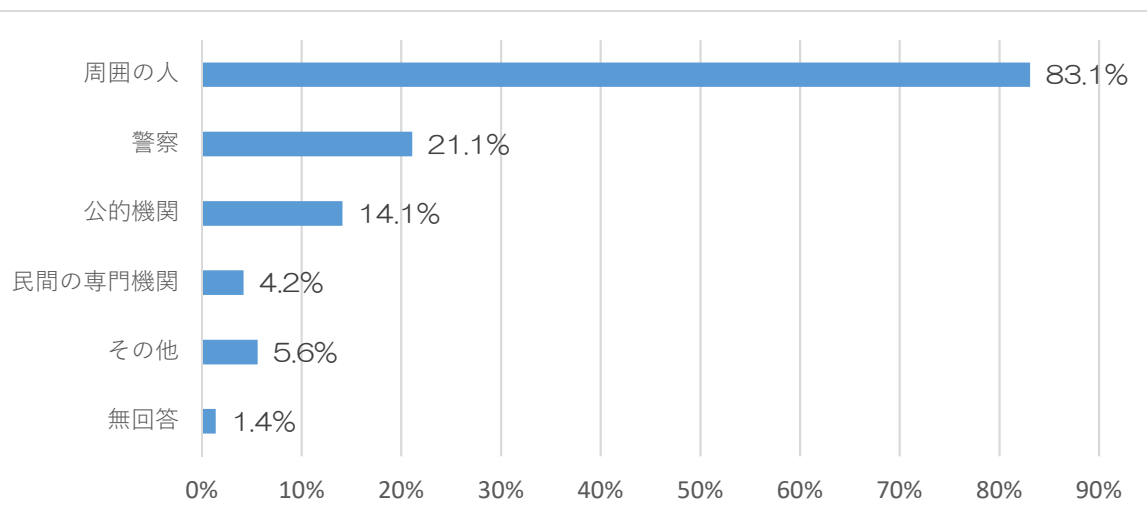
また、相手方受けた行為の相談先については、「周囲の人」が83.1%で最も高く、次いで「警察」が21.1%、「公的機関」が14.1%となっています。

【図7】 受けた行為に対する相談の実施状況

（出典：県女性活躍・県民協働課「令和元年度茨城県男女の働き方と生活に関する調査」）



【図8】 受けた行為の相談先（出典：同上）



※周囲の人：家族や親戚、友人、知人など
 公的機関：警察以外の役所の相談窓口や配偶者暴力相談支援センターなど
 民間の専門機関：弁護士や医師、カウンセラーなど

第3章 DV施策の実施内容

基本目標Ⅰ 被害者が相談しやすい体制の整備・充実

【現状と課題】

- DVは、外部からの発見が困難な家庭内において行われるため潜在化しやすく、また、被害者も、加害者からの報復や家庭の事情、自身が受けている暴力が重大な人権侵害であるという認識がない、どこに相談すればよいかわからない等の理由から、相談に至らないことが多くあります。
- 本県では、県の配偶者暴力相談支援センターである女性相談センターのほか、水戸市、古河市に配偶者暴力相談支援センターが設置され、相談対応をはじめとした被害者支援の中心的な役割を担っています。
- 配偶者暴力相談支援センターでは、多様化・複雑化する相談に対し、被害者の立場に配慮しながら、適切な相談・支援ができるよう、市町村や関係機関との連携を強化するとともに、職務関係者の資質向上を図ることが必要です。
- 被害者の相談から保護、自立支援までの各種支援を行う上で、最も身近な行政主体である市町村の果たす役割は極めて大きいことから、市町村における相談支援体制の強化が求められています。

【施策の方向性】

- 被害が潜在化することなく相談につながるよう、配偶者暴力相談支援センター、市町村、警察及び関係機関等の相談窓口等について周知を図ります。
- 被害者の特性や状況に即した相談・援助を行うため、相談支援体制の整備・充実及び関係機関との連携強化を図ります。

【主な取組】

1 相談窓口等の広報・周知

- ① 身体的暴力、精神的暴力、性的暴力などDVに該当する行為や、「配偶者」には事実婚の相手や元配偶者、交際相手も含まれること等について周知を図り、被害者や周囲がこれらの行為をDVと認識し、相談につながるよう努めます。
- ② 県及び市の配偶者暴力相談支援センターの連絡先や自動音声により最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながる「DV相談ナビ#8008（内閣府主催）」や警察の女性専用相談電話、民間支援団体等のDV相談窓口等の連絡先について、リーフレットや相談カードの配付、各種広報媒体を活用し、広く県民に周知します。

2 相談支援体制の整備・充実及び連携強化

ア 県配偶者暴力相談支援センター

- ① 県内におけるDV対策の中核施設として、県民センターや市町村のDV相談

窓口、市の配偶者暴力相談支援センター等との連携を図りながら、専門的・広域的な対応ができるよう調整・支援機能の強化を図ります。

- ② 土日・平日夜間の相談窓口の開設時間の拡充のほか、メールやチャットによる相談の導入など、被害者が相談しやすい体制を整備します。
- ③ 日本語による相談が困難な外国人被害者への通訳を介した相談の実施や、外国人の支援などを行う関係機関や民間団体等の紹介等を行うほか、男性やLGBTの被害者からの相談について、時間帯を決めた専用窓口の運営を検討します。
- ④ 高齢者虐待や障害者虐待、児童虐待にも当たると思われる場合には、市町村の担当窓口や児童相談所への通報・通告を行います。

イ 警察

- ① 女性警察職員による相談対応、被害者と加害者が遭遇しないような相談の実施など、被害者が相談しやすい環境を整備します。
- ② 被害に遭う可能性が高い相談者に対する110番通報者登録システムや位置情報発信装置の貸与等を促進します。

ウ 人権啓発推進センター、ダイバーシティ推進センター

- ① DV事案に関する相談があった場合は、配偶者暴力相談支援センターや警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、支援窓口の紹介等を行います。

エ 市町村における相談支援体制の強化

- ① 市町村の配偶者暴力相談支援センターの立ち上げやその後の運営について情報提供や助言を行い、その設置を促進するとともに、DV相談窓口における女性相談員の配置を働きかけます。

3 職務関係者の育成及び資質向上

- ① DVの特性や被害者の立場を十分に理解した上で、二次被害の防止や被害者の人権、被害者等に係る情報の保護に配慮するとともに、男性やLGBTなど多様な被害者からの相談に対応できるよう、県、市町村、関係機関・団体等の職務関係者を対象とした研修を実施します。
- ② 相談内容や一時保護期間中の心理担当職員のカウンセリング等を通し、被害者の実態把握に努め、その後の対策や職務関係者の対応の仕方を研究するとともに、被害者に対する有効な回復プログラム等について調査研究を行います。

目標項目	現状 (R1)	目標 (R7)
DVについて相談できる窓口があることを知っている県民の割合	—	80.0%

基本目標Ⅱ 被害者の安全を確保する体制の充実

【現状と課題】

- 法第6条では、DVを受けている者を発見した者や医療関係者による通報等について定めているほか、高齢者や障害者の被害者、被害者と同居する子ども等への虐待が疑われる場合は、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法に基づく通報や、児童福祉法に基づく通告をすることとされています。
- 配偶者暴力相談支援センターは、被害者本人の意思に基づき、危険が急迫していると認められる場合や一時保護施設での短期間の指導援助が必要であると認められる場合等に、警察や市町村、母子生活支援施設等との連携・協力のもと一時保護を行っています。
- 一時保護に当たっては、安心して援助を受けることができるよう被害者の心情に配慮するとともに、必要に応じ、医療的・心理学的ケアや、児童相談所等と連携した同伴児への支援等が必要です。
- 被害者の生命にかかわる場合又は身体等に重大な危害を受ける恐れがある場合は、保護命令制度の活用を促し、被害者の安全確保に努める必要があります。

【施策の方向性】

- 被害者を発見しやすい立場にある関係機関・団体等に対する通報制度や通報先等についての広報・周知を強化し、被害者の早期発見に努めます。
- 被害者本人や同伴児、加害者の状況等に応じた処遇を行うための機能強化に努めるとともに、警察や市町村、児童相談所、民間支援団体等と連携し、適切な被害者保護の実施に努めます。

【主な取組】

1 通報制度の運用

- ① 地域に根ざした活動を行っている民生委員や児童委員、保健師や精神保健福祉士、生活保護ケースワーカーなど保健・福祉に関する業務に従事する者に対し、研修会等において通報制度や通報先等の広報・周知を図るとともに、DV対策ネットワーク会議等を通じた関係機関・団体等への協力依頼等により、通報制度の運用を推進します。
- ② 県配偶者暴力相談支援センターにおいては、緊急の保護に備え、夜間・休日を問わず通報に対応（深夜等は一時保護施設が対応）します。
また、高齢者虐待や障害者虐待、児童虐待にも当たると思われる場合には、市町村の担当窓口や児童相談所への通報・通告を行います。（後段再掲）
- ③ 警察においては、職員に対する研修等を通じてDVに対する意識向上を図り、応急の救護を要する場合の保護をはじめ、状況に応じた被害者及び加害者への適切な対応に努めます。

2 一時保護の実施

- ① 一時保護施設の所在地等について加害者に知られないよう十分配慮しながら、被害者の特性や課題等に応じ、市町村や関係機関と協議・調整を行います。
- ② 心身に被害を受けている被害者に対し、医療機関や精神保健センター等関係機関と連携し、医学的・心理学的な援助を行うとともに、心理療法担当職員や、同伴児の適正な処遇を図るための保育士及び学習指導員等の配置など、一時保護施設における人的な支援体制の強化に努めます。
- ③ 被害者の家族構成、加害者からの追及の度合いなど個別の事情を勘案し、一時保護委託先を複数確保するとともに、被害者支援に関する豊富なノウハウやネットワークを有する民間支援団体等との連携強化（特に同行支援）に努めます。

3 保護命令制度の活用

- ① 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に対し、保護命令制度の説明や申立に関する助言を行うとともに、申立てに当たり、経済的に困窮する被害者に対し、弁護士会等の無料法律相談窓口や日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）の民事法律扶助制度等の情報を提供します。
- ② 警察は、保護命令が発令された場合、地方裁判所と連絡をとりながら、被害者及び加害者に対し、より適切な教示指導を実施するため、職員の研修等に努めます。

目標項目	現状 (R2)	目標 (R7)
保健・福祉関係業務従事者等に対する通報制度や保護命令制度等に関する研修会等の実施回数	—	年2回以上

基本目標Ⅲ 被害者の自立に向けた支援の充実・強化

【現状と課題】

- 被害者が自立しようとする際、就業機会の確保、住宅や生活費の確保、子どもの就学問題等、複数の問題を同時に抱えており、その課題解決にかかわる関係機関等は多岐にわたることから、これらの機関が認識を共有しながら連携を図り、被害者の自立を支援する必要があります。

【施策の方向性】

- 配偶者暴力相談支援センター、県民センター及び市町村、関係機関・団体等が連携し、生活支援、就業支援、住宅支援、子育て支援等の総合的かつ継続的な支援を行い、被害者の自立を促進します。

【主な取組】

1 関係機関等との連絡調整

- ① 県民センター及び市福祉事務所は、医療・福祉、就業、住宅、教育等の支援が切れ目なく提供できるよう、庁内関係部局や関係機関との連携を密にして、被害者の自立支援の中心的機関としての機能を担っていきます。
- ② 県民センター及び市福祉事務所、民間支援団体等は、自立のための各種手続きに際し、被害者の負担軽減と手続きの円滑化を図るため、必要に応じ、同行支援を行います。
- ③ 市町村においては、自立のための各種手続きに際し、住民基本台帳の閲覧制限の対象となっている被害者の情報が加害者に漏れることのないよう、情報管理の徹底に努めます。

2 生活の支援

- ① 県民センター及び市福祉事務所は、生活保護や母子生活支援施設における保護の実施のほか、生活困窮者自立支援制度や児童扶養手当の受給、福祉資金の貸付等に関する相談及び支援を行います。
- ② 配偶者暴力相談支援センターは、健康保険、国民年金、住民基本台帳の閲覧等にかかわる相談があった場合、事案に応じ「DV被害について相談を受けたことの証明書」を発行するなど、適切な情報提供を行います。
なお、市町村のDV相談窓口は、健康保険及び国民年金にかかわる相談があった場合、配偶者暴力相談支援センターと同様の対応をすることができます。
- ③ 配偶者暴力相談支援センター、県民センター及び市福祉事務所は、離婚及び親権に関する調定申立てや再被害防止のため法的手続き等に際し、弁護士の支援が必要な場合は、弁護士会等による無料法律相談や法テラスの民事法律扶助制度等の利用について情報提供を行います。

- ④ 精神的な問題とDVが併存する事例への対応はきめ細やかな援助が必要とされることから、保健所、精神保健福祉センター等は、必要に応じ、個別相談を受け、被害者の自立を支援します。

また、民間支援団体と連携し、被害者同士の交流を通じた心のケアや地域における居場所づくりを支援します。

3 就労の促進

- 県民センター及び市福祉事務所は、ハローワークやいばらき就職支援センター等と連携し、生活困窮者自立支援制度や母子・父子自立支援プログラム策定事業等を活用しながら、自立に向けた就業支援を行います。

4 住宅の確保等

- ① 県営住宅の優先入居及び一時使用の活用を促進するとともに、市町村に対し、県と同様の取組が図られるよう働きかけます。
- ② 加害者からの追及が激しく、かつ就業や住宅が決定していない等の理由により見守りが必要な場合には、母子生活支援施設に関する情報を提供し、入所を働きかけます。また、民間のステップハウス（※）等の設置促進を検討します。

※ステップハウス…本計画では「一時保護後、すぐに自立生活に移れない被害者が、心のケアや自立に向けた準備をするための施設」をいいます。

目標項目	現状 (R2)	目標 (R7)
一時保護施設退所時に継続的な支援が必要とされた者について、市町村に引き継いだ割合	—	100%

基本目標Ⅳ 子どもの安全確保と健やかな成長への支援

【現状と課題】

- 子どもの目の前で行われるDV（面前DV）等、子どもに著しい心理的外傷を与えるものは児童虐待（心理的虐待）に当たり、また、子ども自身が親からの暴力の対象となっている場合もあります。
- 令和元年度の法の一部改正により、被害者を保護するために相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が明記されました。
- 一時保護に当たっては、面前DVなど心理的虐待の影響から、PTSD等の障害を抱えている場合もあるため、児童相談所等と連携したケアが必要です。
また、地域においても、虐待を受けた子どもやその家庭に対し、継続的な見守りと支援を行うことが必要です。

【施策の方向性】

- 子どものいる家庭におけるDV及び子どもへの暴力の早期発見に努め、安全を確保するとともに、児童相談所や学校、要保護児童対策地域協議会等が連携し、子どもが安心して安定した生活ができるよう支援します。

【主な取組】

1 子どもの安全の確保

- ① 通報や相談の内容が、児童虐待に当たると思われる場合には、児童虐待防止法に基づき、市町村又は児童相談所に通告を行います。（再掲）
- ② 法第10条第3項に規定する、子どもに対する接近禁止命令の制度について、教育委員会や学校、保育所、幼稚園等に周知し、子どもの居住地や転校先の情報の適切な管理を働きかけます。

2 健やかな成長への支援

- ① 児童相談所は、一時保護施設に入所している同伴児童に対し、子どもの面前でのDVによる心理的外傷の状況等を踏まえ、訪問により、個別的な心理療法や集団療法等の援助（医療機関等の紹介）を行うなど、子どもの状況に応じ適切に対応します。
- ② 教育委員会及び学校は、配偶者暴力相談支援センターや児童相談所と連携を図り、被害者と同居する子どもの就学について、遺漏のないよう適切な対応に努めます。
- ③ 市町村は要保護児童対策地域協議会を活用し、援助が必要な子どもやその家庭に関する情報を関係機関で共有し、必要に応じて、母子保健サービスや子育て支援サービス等により援助を行います。

目標項目	現状 (R2)	目標 (R7)
DV担当部局が要保護児童対策地域協議会に 参画している市町村数	32 市町村	全市町村

基本目標Ⅴ DVを許さない社会の実現

【現状と課題】

- DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その根絶に向けては、県民一人ひとりが、DVを身近にある問題として考え、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有していくことが必要です。
- DVの根絶に向け、県民各界各層を対象とした一層の普及啓発や教育の充実が必要であり、特に、将来のDV発生（加害及び被害）を防ぐためには、若い世代への啓発が重要です。
- 加害者への対応については、警察の指導警告等のほか、加害者更生プログラムなどの有効な施策等について検討をする必要があります。

【施策の方向性】

- DVの防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進します。
- 若年層に対し、関係機関との連携や民間団体の協力などにより、配偶者や交際相手からの暴力の問題について考える機会を積極的に提供し、予防啓発活動を行います。
- DVの再発を防止するためには、加害者自身に自らの責任を認識させ、更生するための支援策が必要です。

【主な取組】

1 県民への啓発等

- ① 茨城県女性活躍・県民協働課における内閣府主唱の「女性に対する暴力をなくす運動」や、茨城県人権啓発推進センターにおける人権啓発活動の取り組みに合わせた啓発活動など、関係機関が連携・協力し、効果的な啓発に取り組みます。
- ② 教育委員会においては、学校教育を通じて児童生徒の人権尊重の精神を養うとともに、社会教育を通じて、人権教育の推進を図るための指導者の育成や、生涯学習の視点に立った多様な学習機会の提供に努めています。さらに、教職員等指導者の養成のための研修や、人権啓発資料の作成・配布等を行います。
- ③ 県は、関係部局と連携協力し、外国人や障害者、LGBTなど、全ての者に適切に情報が提供されるよう方法等を検討します。

2 若年層への教育啓発

- ① 高等学校・大学・専門学校において「デートDV」（交際相手からの暴力）についての出前講座等を定期的で開催するとともに、「デートDV」に関する知識及び相談機関の窓口周知のためのリーフレットの配布やSNS等を活用した情報発信を行います。

- ② 若年層の成長を支える育成者（教育・行政等）に対する研修会を開催するなど、育成者に対し「デートDV」の正しい知識を習得させ、資質向上に努めます。
- ③ 若年層への教育啓発に当たっては、民間団体等の専門的知識・ノウハウを最大限に発揮できるよう、効果的な実施方法を検討します。

3 加害者への対応

- ① 加害者対策に関する国の研究や先進事例等の情報を収集し、加害者への対応について検討します。

目標項目	現状（R2）	目標（R7）
高等学校・大学・専門学校等における「デートDV」出前講座の実施回数	14回	20回

基本目標Ⅵ DV対策の推進体制の充実

【現状と課題】

- 被害者の保護及び自立支援を図るためには、被害者の保護及び自立支援に関する施策を所管する関係機関や人権擁護機関、被害者支援に関する豊富なノウハウやネットワークを有する民間支援団体等が共通認識を持ち、相談から保護、自立支援までの各段階において、緊密に連携しながら取り組むことが必要です。
- 県域における関係機関の連携を図るため、DV対策ネットワーク会議を設置し、被害者の発見から支援方法の構築等に関する情報交換及び連絡調整を行っています。
- 被害者の相談から保護、自立支援までの各種支援を行う上で、最も身近な行政主体である市町村の自主的な取組みも極めて重要です。
- 被害者の子どもについて、児童福祉法及び児童虐待防止法による措置が講じられるよう、児童相談所、福祉事務所等との連携が必要です。

【施策の方向性】

- DV対策ネットワーク会議を中心に、関係機関・団体の連携強化を図るとともに、実効性のあるDV施策を推進するため、その機能強化を図ります。

【主な取組】

1 関係機関との連携強化

- ① 本県におけるDVの防止及び被害者の保護等のための施策の実施内容について、DV対策ネットワーク会議で協議の上、体系的な実施計画としてとりまとめ、関係機関・団体等の連携により推進するとともに、その実施状況や効果等を定期的に把握・検証します。
- ② 児童虐待の対応機関との連携強化を図るため、配偶者暴力相談支援センターやDV相談支援担当部署、関係機関等が要保護児童対策地域協議会に参画するとともに、児童相談所や市町村の子ども家庭総合支援拠点等との連携を強化します。

2 市町村の推進体制の充実

- ① 市町村の配偶者暴力相談支援センターの立ち上げやその後の運営について情報提供や助言を行い、その設置を促進するとともに、福祉事務所等における女性相談員の配置を働きかけます。（再掲）
- ② DVの特性や被害者の立場を十分に理解した上で、二次被害の防止や被害者の人権、被害者等に係る情報の保護に配慮するとともに、男性やLGBTなど多様な被害者からの相談に対応できるよう、県、市町村、関係機関・団体等の職務関係者を対象とした研修を実施します。（再掲）

3 民間団体等との連携・協働

- ① 被害者支援に関する豊富なノウハウやネットワークを有する民間支援団体等への事業委託や事業の共催等により、県民への啓発や、相談から保護、自立支援等までの被害者支援において、連携・協働を図ります。
- ② 地域の実情に応じた被害者支援方策等について定期的に民間支援団体と意見交換を行うとともに、国のDV施策に関する通知や民間支援団体の取組支援等の情報等を提供し、その活動を支援します。

目標項目	現状 (R2)	目標 (R7)
配偶者暴力相談支援センターを設置する市町村数	2市	6市町村
女性相談員等*を配置する市町村数	17市村	22市町村

※DV事案を含む女性支援に対応する専門の相談員（福祉及び男女共同参画担当部局等）